

摂津市議会

民生常任委員会記録

令和元年10月21日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

10月21日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
委員会記録署名委員の指名-----	2
認定第1号の審査-----	2
質疑（福住礼子委員、増永和起委員、水谷毅副委員長）	
認定第6号の審査-----	43
質疑（香川良平委員、光好博幸委員、増永和起委員）	
認定第4号の審査-----	46
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（香川良平委員、光好博幸委員、福住礼子委員、増永和起委員）	
閉会の宣告-----	69

民生常任委員会記録

1. 会議日時

令和元年10月21日(月) 午前9時58分 開会
午後4時39分 散会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 森西 正 副委員長 水谷 毅 委員 福住礼子
委員 増永和起 委員 香川良平 委員 光好博幸

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫
市民生活部長 松方和彦 同部参事兼産業振興課長 吉田量治
自治振興課長 丹羽和人 市民課長 千葉郁子
文化スポーツ課長 松本泰洋 農業委員会事務局長 辻 稔秀
環境部長 山田雅也 同部次長兼環境業務課長 安田信吾
環境政策課長 飯野祐介 環境センター長 三浦佳明
保健福祉部長 野村眞二 同部理事 平井貴志
同部参事 川口敦子 国保年金課長 森崎孝弘
保健福祉課長 有場 隆 生活支援課長 山下 聰
高齢介護課長 荒井陽子 障害福祉課長 森川 護

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 牛渡長子 同局書記 織田裕太

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成30年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第6号 平成30年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出
決算認定の件
認定第4号 平成30年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前9時58分 開会)

○森西正委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、増永委員を指名します。

先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

質疑に入ります。

先日の質疑に続き、福住委員。

○福住礼子委員 おはようございます。

では、2回目の質問をさせていただきますと思います。

質問1番の斎場使用料について、内訳はわかりました。市内・市外からの利用もたくさんあるということ、また、市外の方については利用料金が違うという点でございました。

この際ですので、斎場の管理についてお聞きをしておきたいと思います。

決算概要98ページには修繕料が372万6,000円といった金額になっておりますけれども、以前に炉の改修工事をされて、そこから年数が経過をしていると思います。今後の管理事業についての計画があれば、お聞きをしたいと思います。

2番の生活支援課の返還金及び徴収金、診療報酬返還金についての内容については理解をしました。雑収入についての内訳でしたと思います。

その中で、徴収金というのは、不実不正というのが見つかった場合には保護費を返してもらおうということで、額面としても600万円ぐらいあったと思います。そういう意味で、この不正防止について取り組まれていることがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

3番目、文化ホールの管理事業についてです。

毎年、私も「ひなどり」の発表会を見に行かせていただいております。毎年毎年見ていると、子どもたちが本当にどんどんと成長していることがよくわかります。若い人が主体となって参加する、また、若い人が見に行きたい、見に行くような、そういうイベントがもっとあってもいいんじゃないかと考えております。

地域の文化・芸術活動助成金について、3市が合同でオペラの開演を実施したとの答弁もございましたけれども、先日、私も英語教室の子どもたちが全員で劇を行い、一つの物語を発表し合う英語劇の発表会を見に行かせていただいて、物語を通して英語を学ぶことができ、また、楽しみながら英語に触れるということにもつながってございました。

そして、その中で、子どもたちは演技を見ることも、演じることの楽しさも感じて、達成感というのもあります。子どもたちがいろんな文化に触れる機会、そのような企画をもっともっと広げてもらいたいと思いますので、これは要望といたします。

4番目、文化振興事業についてであります。

第2期摂津市文化振興計画での5年後の目標、これは、『手づくり文化』を育み、楽しむために、みんなが交流するまち」というふうにされておりました。

摂津市には、行事がいろいろたくさん豊富に行われております。自分たちで企画・運営・準備・進行、そういったことをオールマイティに全てやる、いわゆる「手づくり文化」、こうした摂津市の手づくり文化は大変よい取り組みであり、こういうことが広がっていき、さらに進めていっていただくよう、これも要望とさせていただきます。

5番目に、証明書交付事業についてであります。

市民サービスコーナーのかわりとして、お住まいのところから少しでも近い場所として、取り次ぎサービスの実施をしていただきましたが、証明書発行までの時間がかかることや受付時間が短いといったこと、発行枚数に対しての比較を聞かせていただきましたけれども、やはり結構高い金額だなというふうに思います。

しかし、市民サービスの向上に努めていただいたことは、高く評価をしております。

次に、コンビニ交付についてでありますけれども、平成30年度は、5,081件の証明書交付がありました。前年に比べて1,914件ふえております。市内の交付場所について、改めてお聞きをしたいと思います。

6番目、個人番号カードの交付事業についてです。

通知カード、マイナンバーカードの紛失、また再発行について、そして、マイナンバーカード交付の取り組みについては理解をいたしました。

今後は、マイナンバーカードの活用というのが、国としてそれぞれ活用方法が検討されると思いますが、どのように拡大されるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

7番目、スポーツ推進委員活動事業についてであります。

スポーツ推進委員の方々には、熱心な活動をされていることについては理解をいたしました。

来年は、いよいよ東京オリンピック・パラリンピックを迎える年でもあります。特に東京パラリンピックについては、現在、さまざまなメディアを通して、競技に関す

る紹介や選手の紹介ということが取り上げられて、非常に興味や関心が高まっていると思います。

障害者スポーツについての取り組みについて、お聞かせをいただきたいと思います。

8番目、体育施設維持管理事業についてです。

体育館に冷水器が設置されたことは、大変高く評価をしております。ことしも大変猛暑でもありましたので、私も、利用者の方から喜びの声もいろいろ伺いました。

体育館は避難所になる施設でもありますので、エアコン、または空調設備が必要であり、設置の検討をすべきと考えております。

現在、青少年運動広場や旧味舌小学校跡地での体育館施設など、新たな施設の建設が進められているところだと思います。ぜひともその施設においても冷水器の設置を検討していき、設置に向けて取り組んでいただくことを要望したいと思います。

これは以上です。

次に、9番目、チャレンジドオフィスの事業について。

業務依頼は、庁内に発信やまた作業員みずから回って依頼を受けるというような、そういう営業活動に似たようなこともされてるとのことでありました。

作業員にとって、業務の依頼がふえることは、事務作業の経験が広がります。庁内全体での障害者雇用に対する意識の醸成が続くよう、期待をしているところです。

支援員と作業員がふえているという数字だったと思いますけれども、もう一つの目的である障害者雇用の促進について、企業への雇用につながっているのか、その進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。

す。

10番目、生活保護事業についてです。

消費実態から5年ごとに見直しがあるとのことでした。高齢者世帯も、これからはどんどん増加する傾向と思います。生活保護者がふえるのだろうと予測もされております。一件一件の相談に対しては、適正な判断でこの事業が取り組まれることが大事だと考えます。

生活保護の申請から開始に至るまで、また、開始から初期段階での受給者の訪問相談、そして、定期的な訪問の繰り返し、そんな中でも、時には緊急なケースの対応や制度の変更があれば、その都度、細かく説明や手続などを進めていく、こういった1件当たりに対する時間数というのは、はかれないことがある、そういった業務であると思っております。受給者の件数に見合ったケースワーカーの人員配置の適正化に、これからも努めていただくことを要望します。

11番目、健康せつつ21推進事業についてですけれども、「うちのお店も健康づくり応援団の店」ということについては、府の取り組みということだったと思います。

この内容は、メニューの栄養成分の表示やヘルシーメニューの提案、ヘルシーオーダーができる、また、店内禁煙といったことが条件のようです。協力店のステッカーを店に貼り出すことができるといったことも、取り組みの中にありました。

それでは、市として、協力店舗をこれから拡大されようとしているのか、その点についてお聞かせいただきたいと思っております。

12番目、感染症予防事業についてです。

摂津市の高齢者肺炎球菌ワクチンの接種についてですけれども、摂津市の接種率

は高いといった実績があるようです。

全国の予防接種の結果を受けて、厚生労働省は、この事業をさらに5年間経過措置の延長とされました。5年ごとに接種できると考えていた市民も、中にはおられます。また、全ての肺炎に効果がないからと接種をされない方もおられます。

この制度について、よりよく周知をしていただき、多くの方に知っていただき、摂津市の感染症予防の向上に今後も努めていただくよう、要望いたします。

13番目、まちごと元気ヘルシーポイント事業についてです。

活動量計の装置は、首からぶら下げるのが数値に出て、効果的だという話だったと思います。また、利用者の方が各自それぞれ工夫をされているというようなお答えがあったと思います。

楽しく活用されていることなど、どんどん紹介をしてPRされるとよいと考えます。ぜひこれからもよろしく願いいたします。

兵庫県の豊岡市では、健康ポイントの制度に取り組んでおられます。運動健康ポイントシートとスマートフォンアプリでのどちらかを選ぶ方法を取り入れておられます。そういった形で利用者拡大に努めておられるんだと思います。

また、ポイントの特徴としましては、商品と交換する、そのほかに1ポイント5円、もしくは2.5円に換算をして、地域の幼稚園とか、また小・中学校に寄附ができるというような、そういった取り組みもされ、より地域に密着した制度であったり、それなら自分もやってみようというようなことがふえているというようなこともお聞きをいたしました。参加人口が増加するための研究を、これからも続けていただきたい

いと思います。

なくしたり、壊したら、次のこの活量計は5,000円ということで、またそれはそれでハードルの高いことだと思っております。私も、電池が切れて初めて交換せなあかん、お金がかかるということも体験をしましたので、これからも参加人口がふえるように努力をしていただくよう、要望いたします。

14番目、飼犬等保護管理事業についてです。

捕獲をされた野良猫に避妊・去勢手術をした後は、元の場所に戻すTNRという活動によって、猫の繁殖を減らし、大阪府でも殺処分される猫の数が減少しております。場所と日時を決めて一斉手術をすることで、その効果も高まるといったこともされています。

一方で、飼い主に引き取られ、安心して暮らせるよう、里親探しをしている活動もあります。保護された猫や犬、またウサギなど、実際に対面して飼育してくれる人を探す、譲渡会という取り組みであります。

このような取り組みについて市民から相談があった場合、市として支援ができること、また考え方についてお聞きをしたいと思います。

15番目、ごみ減量啓発事業についてです。

経済産業省と環境省がレジ袋有料化の方向で、今、審議をされております。

摂津市は、レジ袋有料化の協定を結ばれて実施されているところですが、現在のマイバッグ持参率についてお答えをいただきたいと思います。

16番目、ごみ収集処理事業についてです。

ふれあい収集について実施をしていた

だいております。高齢者の見守り活動の一つでもあり、引き続きよろしくお聞きをしたいと思います。

環境省との会議では、地震発生状況の確認やボランティア活動の連携、ごみのルール共有などについて打ち合わせをされたとのことでした。

では、摂津市には、災害廃棄物処理計画が策定されているのでしょうか。また、災害廃棄物処理や被災した廃棄物処理施設の復旧に要する補助金を申請する事務処理に係るマニュアルというのが整備をされているのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

17番目、中小企業育成事業についてです。

中小企業の後継者問題は、深刻な県もあります。全国的に倒産件数は減少傾向にあっても、平成28年は休業・廃業件数が過去最高になったというデータもございます。

事業継承税制は改正され、条件が緩和されましたけれども、後継者の育成は従業員の雇用維持など、準備にかかる時間も必要となってまいります。

廃業になれば、雇用の喪失につながってまいります。商工会など相談体制の充実を図れるよう、要望しておきます。

そして、次に、労働力の確保という点から、外国人の雇用についての調査もされております。その内容についてお聞きをしたいと思います。

18番目、地域就労支援についてです。

詳しい説明をいただき、理解をいたしました。

個人の能力開発と就職フェアへの参加促進に取り組み、特に就職しやすい業種として、介護ヘルパー2級の取得は、雇用

につながるというお話だったと思います。

その点からも、生活支援課の生活困窮者自立支援事業との連携もされながら、就労に導いていただくよう要望いたします。

以上です。

○森西正委員長 それでは、順次、答弁をお願いしたいと思います。

千葉市民課長。

○千葉市民課長 そうしましたら、質問番号1番の2回目のご質問、斎場において、今後大規模修繕の計画があるのかにお答えいたします。

大規模修繕としましては、平成23年度に全ての火葬炉の積みかえを行っております。

本市の火葬場については、敷地面積が限られていることもあり、本来必要な冷却室がございません。同じ箇所で急加熱、急冷却を繰り返すため、耐用年数としましては、1炉当たりおおよそ2,000体が目安と言われております。

本年7月末時点では、1炉当たり約1,850体の状況であります。日常の定期的な点検や計画的な整備等で炉の耐用年数も長寿命化できることから、炉の積みかえ等の大規模修繕を、どのタイミングで行うべきか勘案しながら検討しているところでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 山下生活支援課長。

○山下生活支援課長 それでは、質問番号2番、不正受給防止に係る取り組みにつきましてご答弁申し上げます。

まず、生活保護開始時におきましては、生活保護のしおり等を用いて制度説明を行っているところでございますが、特に収入申告の義務につきましては、その必要性を丁寧に説明しているところでございま

す。

また、ケースワーカーの家庭訪問時におきましては、就労実態ですとか、収入状況を確認して、申告漏れのないよう注意喚起を行うとともに、毎年定期的に課税資料の閲覧を行いまして、収入申告額との突合作業を実施することによりまして、希望者の方の収入状況を客観的に把握しまして、不正受給の早期発見及び未然防止に努めているところでございます。

以上です。

○森西正委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 それでは、質問番号5番の2回目のご質問、平成30年度のコンビニ交付の件数とコンビニ交付が可能な市内のコンビニエンスストア等の数にお答えいたします。

平成30年度コンビニ交付の件数につきましては、委員がおっしゃるとおり5,081件でございました。また、市内のコンビニエンスストアの数は、セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ及びスーパーマーケットの山陽マルナカを含め、約40か所でございます。

続きまして、質問番号6番の2回目のご質問、これからマイナンバーカードの活用がどのように拡大していくかにお答えします。

これまでマイナンバーカードの利用につきましては、身分証明書としての利用や全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しや印鑑証明書を取得するなどが主なものでございました。

しかし、マイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を早期に実現するため、令和3年3月からは、マイナンバーカードを健康保険証として運用し、医療機関等の6割程度の導入を目指すと

公表されております。

以上でございます。

○森西正委員長 松本文化スポーツ課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、文化スポーツ課に係ります、質問番号7番のご質問にお答えいたします。

障害者スポーツについての取り組みでございますが、東京パラリンピックの競技でまいりますと、「ボッチャ」ということになってこようかと思えます。

昨年度、スポーツ推進委員の研修といたしまして、高石市を訪問いたしましたしルール等を教示いただきました。さらにボッチャのボールセットを購入し、スポーツ推進員にご協力いただいて、体験会の中にボッチャを取り入れて、今後の啓発に向けて取り組んでいるところでございます。

しかし、まだまだ普及しているとは言えない状況でもあります。

ボッチャは、子どもから高齢者、障害のある方も楽しめるスポーツであります。こうしたスポーツにつきまして、今後、さらに競技人口がふえるためにできることを、スポーツ推進委員の協力を仰ぎながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森西正委員長 森川障害福祉課長。

○森川障害福祉課長 質問番号9番、チャレンジドオフィス事業の障害者雇用の促進、企業への就職につながっているのかどうかの質問にお答えさせていただきます。

チャレンジドオフィスの作業員につきましては、市役所での3年間の仕事の経験を生かして、一般企業等への就職を目的としております。まだ3年がたっていないことから、一般企業等への就職につながったというケースはございませんが、障害者雇用率の改正などにより企業が障害者を雇

用する意識も高まっております。

今後、障害者の一般企業への就職につなげてまいりたいと考えております。

○森西正委員長 有場保健福祉課長。

○有場保健福祉課長 それでは、質問番号11番、健康せつつ21推進事業に係りません、「うちのお店も健康づくり応援団の店」協力店舗数の拡充ということでのご質問にお答えいたします。

これにつきましては、前回の計画で掲げておりました目標値が55店舗で、結果、平成30年度は76店舗ということで達成しておりますので、評価はAであったと。なおかつ、これ自体がそもそも大阪府の事業であるということなどもありまして、次の計画目標値からは、もう落としております。

ただ、この事業の趣旨ですね、こういった協力店舗をふやしていくということ自体は摂津市にとってプラスになるかと思っておりますので、府が引き続き事業をしておりますので、本市としても、引き続き府の事業に協力していきたいと考えております。

○森西正委員長 飯野環境政策課長。

○飯野環境政策課長 質問番号14番、動物の譲渡に関するご質問にお答えいたします。

本市といたしましては、動物の譲渡に関するご要望に対し、現在は、大阪府動物愛護管理センターをご紹介します。

今後も、大阪府と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 安田環境部次長兼環境業務課長。

○安田環境部次長 それでは、質問番号15番、マイバッグ持参についてのお問いでございます。

マイバッグの持参につきましては、北摂7市3町とスーパー9社が平成30年4月1日付でマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定を締結し、去年6月1日から、レジ袋の無料配布の中止を開始させていただいたところでございます。

その中で、本市における協定締結事業者でのマイバッグの持参率となりますが、レジ袋無料配布中止の開始前の平成30年4月では41%の持参率でございましたが、開始後の平成31年3月には73%まで上昇しており、マイバッグに対する市民の意識向上につながった結果と考えております。

続きまして、災害廃棄物処理計画の策定と復旧マニュアルの整備についてのご質問でございます。

災害廃棄物処理の計画につきましては、現在、本市では策定いたしておりませんが、地域防災計画を補完する形で、ごみ処理に係る災害発生時初期対応フローを作成し、水害や地震における初動体制を定め、対応しているところでございます。

次に、廃棄物処理施設復旧に係るマニュアル整備についてでございます。

マニュアルについてでございますが、これまで大規模な災害が発生したときに、災害廃棄物の処理や廃棄物処理施設の復旧に対する国の財政支援が行われております。

その申請に対し、実務担当者から多くの質問が寄せられたため、平成26年度に国が災害報告書等の作成方法や質疑応答をまとめ、マニュアル化したものがございます。

今回の国の補助金申請に当たりましては、そういったマニュアルを確認しながら進めるとともに、不明点につきましては、

大阪府や国に、順次、問い合わせ等をさせていただき中、補助金事務を完了させたところでございます。

○森西正委員長 吉田市民生活部参事兼産業振興課長。

○吉田市民生活部参事 それでは、質問番号17番、2回目のご質問についてお答えさせていただきます。

中小企業育成事業の産業振興アクションプラン評価・検証調査結果報告書の中での、外国人技能実習生の雇用の内容についてでございますが、外国人技能実習生の雇用を回答いただいた445事業所のうちの、2.5%の11事業所が実際に雇用されておる状況でございます。国籍に関しましては、ベトナム国籍の方が63.6%という状況でございます。

本年4月から、外国人労働者の受け入れを拡大する改正出入国管理法が施行されまして、今後、外国人の雇用がふえることが予想はされております。

そのため、本市といたしましても、「外国人雇用の基礎知識」というタイトルで、10月18日にコミュニティプラザのほうで、「みんなで学ぶワークルールセミナー」を実施させていただいております。

外国人雇用のルールに関しましては、雇い入れた事業主の方が必ず外国人の雇い入れ、離職時には、ハローワークに届け出なければならないというような仕組みになっておる状況でございます。また、その方の適正雇用管理についても求められておると聞いております。また、この4月から、在留資格特定技能についても新たな制度ができているというような状況で、外国人雇用のことに関しましては、現状、そのような国の動きになっておる状況でございます。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。
それでは、3回目を行いたいと思います。

質問番号1番の斎場使用料に関する中で、今後の炉の管理についてですけれども、1炉2,000体が一つの目安ということで、現在1,850体ですかね、そこまで来ているということでありますので、毎年の実績を見ても、そういった改修は近づいてきているのかなと思います。

斎場というのは、棺を炉の中に入れるまで、故人とのお別れを惜しまれる施設でもあります。火葬の際に、事故などが発生しては決していけない、そういった厳粛な場所でもあると思っています。

今後の改修工事には、大きな金額、費用というのが見込まれてくるかと思えますけれども、炉の管理事業については、計画を持ってしっかりと進めていただくよう要望したいと思います。

2番目についてですけれども、生活保護の受給をされている期間に収入があったら、受給費を返還するように求められていますね。

ことしも10月に消費税率が引き上げられることによって増収分が年金生活者支援給付金制度の財源に使われて、支援金としてまた手元にもらえるという制度が始まりました。

引き続きこの対象となる方に対しては、申請の確認と説明といったものが必要だと思っていますので、丁寧に対応していただくよう要望いたします。

5番目の証明書交付等事業についてであります。

コンビニの発行場所が随分とあるということと、また、新たにスーパーマーケットが1件入ったということで、40件ほど

あるということです。まだまだこれからふえていくのかもしれませんが、市内の集会所が50件程度となると、本当にそれに近いぐらいの身近なところに発行する場所ができている実態かと思っています。

コンビニ交付は簡単ですし、利用できる時間帯も長いことから、利便性がこれからも高まってくるかと思えます。システム設置に取り組む企業も、そういったことでサービスにつなげて増加もしてくるかもしれません。

システムの設置については、情報管理を慎重に行っていただきますよう要望いたします。

6番目、個人番号カード交付事業についてであります。

今後、マイナンバーカードの活用については、健康保険証になるだろうといったことがあるそうでございますが、この交付を積極的に取り組まれて、交付率が府内でも高いといったこともあるようです。活用方法が拡大されれば、さらにそういった交付を望まれる方も高まってくるのだと思います。

これからの交付に当たっては、間違いない手続、そして、やっぱり悪質な犯罪防止への啓発活動、そういったことも両方合わせて推進していただくよう要望したいと思います。

7番目、スポーツ推進委員活動事業についてであります。

先日、福祉まつりでしたか、そのときにもボッチャを取り入れていただいております。

今、ラグビーワールドカップがアジア発の日本開催をされて、大変日本チームの熱戦がラグビーファンを急増させていると

いう、日本が大変沸いているところです。

こうしたスポーツによる交流や熱量というのは、本当に高まるものだと感じます。スポーツには、あらゆる人々を一体的にできる力があるんだなと思っております。

障害者が参加できるスポーツを広めることで、障害者の方と健常者の方が交流をし、もっともっと身近に、そして一緒に生活をしている、そういった共生・共存に努めていただきたいと考えておりますので、今後も、この障害者のスポーツの推進に努めていただくよう要望いたします。

9 番目、チャレンジドオフィス事業についてです。

3 年間の経験を生かして企業につなげていくという事業で、まだ3 年間はたっていないということでありましたが、企業側の意識が高まっているといったお答えでございました。

障害という一人一人の個性に対して、時間や環境、そして指導等の配慮というものは必要であります。自立に向けた支援、今後も工夫を重ねながら取り組んでいただくよう要望いたします。

1 1 番目、健康せつつ2 1 推進事業についてです。

今後もこの事業の趣旨を踏まえて、協力店舗の拡大は見ていきたいというふうなお話だったと思います。

委員会の視察で、足立区に行ってまいりました。東京の足立区は、この健康寿命が東京都の平均よりも2 歳ほど短いという、そういった実態から取り組まれた内容だったと思います。

「住んでいるだけで自ずと健康になれるまち」、「あだちベジタベライフ～そうだ、野菜を食べよう～」というスローガンで取り組まれております。

健康診断の受診率はなかなか上がらない、健康イベントは、回を重ねると最終的には特定の人に限定されているといった、さまざまな課題を抱えてたどりついたのが、野菜を食べようといった取り組みです。それについてはさまざまな角度から、目標に向けた環境づくりにも取り組まれておりました。

その中で、食品小売業や飲食店に協力店としてステッカーやシールを、店舗の入り口に貼ったり、商品のポップに貼ったり、メニューに目印として貼ったりといった、そういう細かい取り組みがされているというふうな報告でした。

そうして、野菜を食べる動機づけに取り組まれ、この5 年間実施した中で、健康寿命が、2 歳までとは言いませんけれども、若干健康寿命が延びたという、そういった実績があったそうでございます。

そういったことも参考にさせていただいて、ぜひとも今後のNCDの予防に対する取り組みを広げていただくよう、要望いたします。

1 4 番目、飼犬等保護管理事業についてであります。

まずは、正しく動物を飼っていただくことが大切だと思っております。

ことしの6 月に、改正動物愛護法というのが成立されました。出生後5 6 日を経過しない犬や猫の販売は禁止、そして、販売業者はマイクロチップの装着の義務づけ、殺傷や虐待などへの罰則引き上げといったことが改正の内容だったと思います。

飼い主にあっても、マイクロチップの装着は努力義務とされております。また、みだりに繁殖し、適正飼育が困難な場合は、生殖不能手術をすることということも推進ができるようになりました。

また、災害が発生した場合には、ペットの扱いといったことも課題になっておりますことから、動物愛護の観点から適正な飼育についての啓発、今後も向上していただくよう要望いたします。

15番目、ごみ減量啓発事業についてであります。

マイバッグ持参率が73%と随分上がっているようで、私も常に持ち歩いております。

さて、食品産業にとっては、プラスチックは切り離すことができません。軽量で破損しにくい、水分と酸素を通しにくいいため、食品保護に効果的であるといったことです。

また、一方で持ち歩きがしやすいという点から、ポイ捨ても増加しております。今、問題になっている海洋プラスチックごみは、ポイ捨てもその要因の一つだと思えます。

3R推進団体連絡会が実施いたしました、平成28年の容器包装の3Rに関する意識調査では、2009年に比べて、3Rを知らない人が増加しているといった結果が出ています。リサイクルの実行度が減っているという結果であります。

子どもたちが「リデュース・リユース・リサイクル」を学んでも、実行につなげていくことが大切であります。これからの市内のイベントには、マイバッグ、マイ箸、マイコップの持参を呼びかけるなどしながら、楽しみながらリデュースの意識づけができるような取り組みを進めていただくよう要望いたします。

16番目、ごみ収集処理事業についてであります。

災害が起こったときの補助金申請については、マニュアルに沿って速やかな事務

処理をされたということでありました。摂津市一般廃棄物処理計画、また、摂津市地域防災計画の中には、それぞれ廃棄物処理についての記載はございました。

環境省から、発災時において自治体が対応体制の構築、仮置き場の確保、分別の徹底、民間事業者を含めた処理先の確保、他部局及び近隣自治体との連携等の必要事項について取りまとめた、具体的な災害廃棄物処理計画の策定の重要性というのが示されております。

しかしながら、一般廃棄物処理計画や地域防災計画と分けて策定している自治体は、3割に満たないといった現状だそうです。

そして、大規模災害が複数の地域で同時期に発生した場合など、国や都道府県による支援が被災自治体に一律に行われることは困難であるというふうなことも考えられるとありました。ことしの台風19号が、そのことに匹敵するのではないかと考えております。

近年は、大量の廃棄物が発生する災害が多発しております。災害時は、通常の一般廃棄物の処理もあります。摂津市一般廃棄物処理基本計画は、令和2年度までの基本計画となっておりますが、まずは、災害廃棄物処理計画の策定、実効性の高い計画に取り組まれることを要望したいと思います。

17番目、中小企業育成事業について、産業振興アクションプランの中から質問をさせていただいて、外国人労働についての内容、理解をいたしました。

外国人の雇用については、まず知識を持っていただくことが必要であります。日本の技能実習制度では、入国前に半年間の日本の文化教育を実施しているとあります

が、やはり実際に生活環境の違いや文化の違いというのは、一緒に仕事をして感じてくるものは、どんどんと出てまいります。受け入れる企業と実習生とが、さまざまな格差をなくしていかなければならないのではないのでしょうか。

雇用する日本企業が外国人労働者を安価な労働力としないこと、また、日本文化を学んだり、触れたりする機会をふやすことも大事だと考えております。

以前、本市の成人祭のフリータイムに外国人実習生を数名連れてこられた、企業の担当者の方がおられました。晴れ着姿の日本人と一緒に記念撮影をして、互いによい思い出がつくれたのではないかと思います。

摂津市内で働く外国人、そして、生活拠点にしている外国人の方、そういった方々が市イベントや地域行事等で交流を図れる、そして、地域文化との衝突を起こさないような、そういった取り組み、これは、行政、企業、そして地域の皆様が連携をしながら、研究をしていただきたいと思います。これは、要望としておきます。

このほかにも、アクションプランの中には、障害者雇用、高齢者雇用についての調査結果がございました。今回の検証結果を踏まえて、活力ある産業のまちの達成に向けて、次期計画の策定に生かしていただくよう要望いたします。

以上です。

○森西正委員長 全て要望でいいですか。

福住委員。

○福住礼子委員 はい。

○森西正委員長 それでは、次にございますか。

増永委員。

○増永和起委員 おはようございます。そ

れでは、決算概要に基づいて順番に質問させていただきます。

質問番号1番、58ページ、コミュニティセンター管理事業。

さまざまな別府コミュニティセンターでの事業を頑張っていたいただいていると思っています。ロビーでの行事は参加費無料のものも多いと思いますけれども、貸し室の使用料が高いという声を聞いています。

公民館のときからの登録団体は激変緩和措置があると思いますが、どうなっているのか。幾つもお部屋が違うので、よく使われている研修室、この金額で教えてください。

質問番号2番、住民基本台帳事務事業、決算概要64ページです。

住民基本台帳の閲覧というのがあります。事務報告書では111ページに記載されていると思います。自衛隊の住民基本台帳の閲覧というのもこの中に入っているのか、教えてください。

質問番号3番、証明書交付事業、66ページです。

一般非常勤職員の賃金、これは、福住委員の質問にもありました、取り次ぎサービスです。利用率が低いということも、お話がありました。

市民サービスコーナー廃止についてという資料を、市民サービスコーナーが廃止される時にいただきました。コンビニ交付ができるようになったから市民サービスコーナーは必要ない、しかし、機械操作の苦手な高齢者等に対しての激変緩和措置として、取り次ぎサービスを行うということだったと思います。

市民サービスコーナー、コンビニ交付、取り次ぎサービス、それぞれの利用件数、今までの委員のお話にもありましたけれ

ども、もう一回整理をしたいと思しますので、利用件数をもう一回教えてください。そして、費用対効果も、その三つについてそれぞれ教えていただきたいと思ひます。

平成30年度末で取り次ぎサービスは終了しましたが、機械操作の苦手な高齢者等は、この2年間で機械操作ができるようになり、コンビニ交付を利用するようになったと考えるのか、その点についても教えてください。

次に、質問番号4番です。

66ページの証明書交付等事業、これは窓口業務の富士ゼロックスシステムサービス株式会社への委託料です。これまでとこれからの額を教えてください。窓口業務委託料によって、どれだけの削減効果を当初見込んでいたのか。委託の財政効果が大きくあると言えるのかどうかということについても、教えてください。

次に、質問番号5番、66ページ、個人番号カード交付事業です。

平成29年度、平成30年度の金額をもう一度教えてください。

質問番号6番、72ページの体育施設維持管理事業、旧味舌小学校跡地体育館建設支援業務委託料、この進捗状況について教えてください。

質問番号7番、74ページの、地域福祉活動拠点整備補助事業、デイハウスましたの分ですけれども、ここには集会室がついております。この運用がどうなっているのか、できた経過も含めて説明をお願いします。

質問番号8番、74ページ、原爆被爆者二世支援事業。

原爆被爆者二世の医療費支援、この平成30年度はゼロ円となっております。以前に制度の変更があったと思ひますが、以前

と現在の制度、支給人数についても説明をお願いします。

質問番号9番、78ページの高齢者民間賃貸住宅家賃補助事業。

今、地震や台風の被害で引っ越しなどがふえております。この間、利用件数はどうだったでしょうか。この制度は大変喜ばれている制度だと思ひますが、今年度予算でも質問したんですけど、周知はどのようにしているのか教えてください。

質問番号10番、80ページの老人医療費助成事業、重度障害者医療費助成事業。82ページの重度障害者難病患者等支援事業、地域生活支援事業です。

老人医療費を廃止し、重度障害者医療費へと、障害者医療の対象を変える改悪を大阪府が行いました。また、窓口負担増も行い、障害者の生活を圧迫しています。平成29年度と比較して、まずはそれぞれの医療費の状況がどうかを教えてください。

次に、質問番号11番、82ページ、介護給付訓練等給付事業。

障害者のサービスを受けていた方が65歳になったら介護保険のサービスが優先するという、65歳問題というものがあります。障害福祉サービスで本人負担がない方も、介護保険サービスでは本人負担が発生をします。障害福祉のサービスは、介護保険のサービスに必ずしも置きかえられないなど、さまざまな問題が発生しますが、摂津市は65歳になった障害者にどのような対応をしているのか、教えてください。

質問番号12番、84ページ、地域生活支援事業、移動支援給付費。

これは、障害者の方がガイドヘルパーを頼む費用だと思ひます。どんなときに使えるのか、通勤・通学でも使えるのか、教え

てください。

質問番号13番、生活保護事業。

ケースワーカーの今の人数、基準を満たしているのか、教えてください。

質問番号14番、96ページ、乳幼児健康診査事業。

4か月検診で長時間待たなくてはいけないことが、保護者や乳児ともに負担が大きいのというお話を聞いています。現状はどうなっているのか、教えてください。

質問番号15番、98ページ、温暖化対策事業です。

今までも適用のお話は、ミストの設置など行っているとか、講座をやっているとか、いろいろとありました。温暖化防止の取り組みはどうなっているのでしょうか。

摂津市環境保全及び創造に関する条例に追加をされた項目としては、この温暖化防止の取り組みと、そして、温暖化に対するの適用と二つがあったと思います。この地球温暖化防止、これが非常に大切だと思いますが、温暖化防止の取り組みとして新たにどんなことを行っているのか、また、摂津エコオフィス推進プログラム、温室効果ガスCO₂の排出量、この目標と到達について、第3期はどうだったのか、そして、現在はもう第4期に入ってますけれども、どうなっているのか、今後、どうやってその目標を達成しようと思っているのかということについて、お聞かせください。

質問番号16番、102ページ、ごみ収集処理事業についてです。

去年は、災害時の対応を大変頑張っていたと思います。直営の職員の値打ちは本当に大きい、こういう災害時に対して、やはり公務員の皆さんの力というのを改めて感じているところでございます。

今、直営と委託の割合、改めて教えてく

ださい。

質問番号17番、102ページ、ごみ処理施設維持管理事業。

日本政府は、ことし、G20に先立ち、廃プラの焼却による熱回収、「サーマルリサイクル」と呼ばれるものですが、これに高い依存を示す廃プラ関連の新方針を、5月に発表しました。環境省は、ごみ発電を自治体への交付金のかさ上げによって促進もしています。

しかし、ごみ発電は、いかに効率を上げても二十数%にしかならず、国際社会では、サーマルリサイクルはリサイクルに含めないのが一般的です。

国は、地球温暖化対策計画で、2030年度までに2013年度比でプラスチック焼却量を14%削減するという目標を掲げているんですが、それに対しても矛盾をする方針です。

プラスチックを燃やすことは、温暖化に拍車をかけると同時に、燃やせばいいという風潮がプラスチックをもとで断つ、再利用・再使用するという大事な命題をないがしろにするという批判もあります。

摂津市は、プラスチックの一部を焼却するようになりましたが、どう考えているのでしょうか、お聞かせください。

質問番号18番、108ページ、110ページです。労働相談事業と三島地域労働関連施策推進事業。

令和元年5月29日に女性活躍・ハラスメント規制法が成立しました。それ以前から、さまざま取り組んでおられると思います。事務報告書の140ページ、142ページに、相談件数が労働相談では10件、また、先ほどのセミナーも行っておられますけれども、いろいろと取り組んでおられます。どんな相談があるのでしょうか。ま

た、セミナーの内容、どんな人たちが対象なのかということについても教えてください。

質問番号19番、108ページ、中小企業育成事業。産業振興アクションプラン、評価検証支援委託料です。

このアクションプランの報告書、5ページでは建設業が断トツに多いことがわかります。また、37ページでは、市への要望として、中小企業支援の充実が多いということがわかります。今までの支援策、融資は大変活用が多いとは思いますが、それ以外は利用数は少ないと思っています。それ以外は利用数は少ないと思っていますが、何か新たな中小企業への支援策を考えているのか、お聞かせください。

質問番号20番、108ページです。企業立地等促進事業です。

香川委員の質問にもありましたけれども、平成28年度からの年度ごとの推移を、大企業、中小企業に分けて、件数と金額についてそれぞれ教えてください。制度開始以来、どれだけ広がりがあるのかが疑問です。大企業、中小企業、それぞれ何社が活用しているのかということについても教えてください。

最後の質問、21番です。110ページ南千里丘分室管理事業。

分室の活用を進めていく方向で考えておられると思うのですが、まだまだやはり活用の数が少ないのではないのでしょうか。そして、また、これ何回も言っていることですが、看板をつけるべきではないのか、活用の進め方を、これから拡大するのにどうしようとしているのか、看板はつけるべきではないかということについて教えていただきたいと思えます。

以上で、1回目の質問を終わります。

○森西正委員長 それでは、順次、答弁をお願いいたします。

丹羽自治振興課長。

○丹羽自治振興課長 それでは、自治振興課にかかわりますご質問にお答えさせていただきます。

質問番号1番、決算概要58ページのコミュニティセンター管理事業に関連しまして、使用料のご質問にお答えさせていただきます。

経過措置使用料につきましては、別府公民館をご使用いただいております登録団体の皆様に対し、公民館の使用料からコミュニティセンターの使用料への移行の経過措置が設けられておるものでございます。

具体的な内容としましては、平成28年度が8.5割減免、平成29年度が7.5割減免、平成30年度が6割減免、平成31年度が5割減免という経過措置を設けられているものでございます。

具体的に研修室のということの問いでございました。研修室につきましては、使用料、午前が1,500円、午後・夜間が2,000円となっておりまして、平成30年度におきましては、6割減免となりますので、午前が600円、午後・夜間が800円という使用料でご利用いただいております。

以上でございます。

○森西正委員長 千葉市民課長。

○千葉市民課長 それでは、質問番号2番、自衛隊の募集にかかわる閲覧が、事務報告書の111ページに入っているのかというご質問にお答えします。

事務報告書の111ページの住民票閲覧には、自衛隊の閲覧は入っておりません。

以上でございます。

続きまして、質問番号3番、市民サービスコーナー、取次サービス、コンビニエンスストア等の取り次ぎ件数及び費用対効果についてのご質問にお答えします。

市民サービスコーナーの、平成26年度から3年間のお取り扱い件数平均は2万3,810件、1件当たりの単価は872円、取次サービスについては、平成29年度からの2年間の取り扱い件数平均は278件、1件当たりの単価は1万2,372円、また、コンビニエンスストア等の取り扱い件数及び1件当たりの単価は、平成30年におきましては、5,081件、単価は1,301円でございます。

続きまして、高齢者の利用についてどう思うかということについてお答えします。

それでは、委員のおっしゃる「高齢者」の定義につきましては、厚生労働省ホームページによりますと、WHO、いわゆる世界保健機関では、65歳以上ということですので、この定義でお答えします。

なお、平成30年度のコンビニ交付の年齢別利用状況におきましては、66歳から5歳刻みの分布となっておりますので、66歳以上の方でお答えします。

この場合、66歳以上の方のご利用は13.59%でした。これによりますと、決して高齢者の利用者が少ないわけではないと考えております。

利用方法については、コンビニストアに設置されておりますマルチコピー機を使って、案内画面を見ながらのタッチパネルによる簡単な操作です。暗証番号も4桁と銀行のキャッシュカードと同様ですし、申請書の記入もございませんので、利用しやすいのではと考えております。

続きまして、質問番号4番、窓口業務委託ということで、これまでの委託料という

ことでございますが、こちらにつきましては、平成25年度7月からということで開始しております。

当初の平成25年度につきましては、7月からの9か月分ということになりますので1,890万円、次、平成26年から平成28年度につきましては同額で2,786万4,000円、平成29年度につきましては3,045万6,000円、平成30年度から5年間につきましては、プロポーザルで5年契約ということになりまして3,240万円、こちらは全て消費税込みになります。

それで委員のおっしゃる削減効果ということなのですが、平成27年10月15日の民生常任委員会のほうで、こちらにつきましては同じ質問がございましたが、そのときは委託業務の増減がない限りは、おおよそ700万円の削減効果ということになります。それで特に業務の内容がない限りは、このまま700万円ほどの効果があるということをお答えさせてもらってます。

以上です。

続きまして質問番号5番、個人番号カード交付事業の個人番号カード関連事務交付金ですが、平成29年度につきましては予算額1,623万7,000円、決算額656万7,200円、残額が966万9,800円。

それで平成30年度につきましては同じく事務交付金なんですけれども、予算額が1,694万4,000円、決算額665万8,400円、残額が1,028万5,600円。

以上でございます。

○森西正委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、文化

スポーツ課に係りますご質問にお答えいたします。

質問番号6番、旧味舌小学校跡地に建設予定の体育館に関することについてでございますが、昨年度、旧味舌小学校跡地に建設予定の体育館につきまして基本設計を完了しまして、今年度、実施設計を開始しております。

進捗状況ということですが、大阪府とも定期的に協議を重ねておりまして、年内に建築基準法第48条許可をいただけるよう手続を進めておるところでございます。

地元説明会を1月27日、28日、あと10月2日に実施いたしまして、地元からは体育館機能はもちろんのこと、防災対策の声を聞いておりまして、マンホールトイレとか、かまどベンチの設置、備蓄倉庫をつくる方向で進めておるところでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 有場課長。

○有場保健福祉課長 それでは、保健福祉課にかかわりますご質問にお答えいたします。

質問番号7番、決算概要74ページの地域福祉活動拠点整備事業に関しまして、デイハウスましたの運営の話でございますが、デイハウスましたにつきましては、以前は正雀本町にあります府営住宅にございましたが、正雀本町におけます十三高槻線の工事に関しまして、地元自治会、また本市、大阪府と協議がございまして、最終的にアンダーパス上部に地域福祉活動拠点を新たにつくるということで話がまとまったかと思っております。

その結果、平成28年に地域福祉活動拠点として開所いたしまして、集会室につき

ましてはその当時、第1集会所がございましたが、これを廃止いたしましてデイハウスました内に集会室を設置いたしました。

集会室の利用につきましては、当時、地元自治会と校区福祉委員会で規定を設けて、デイハウスましたの管理運営規定に準じて運営しております。

続きまして質問番号8番、決算概要74ページの原爆被爆者二世支援事業につきまして、以前の制度と現在の制度の違いと、人数等がどうなったかという質問かと思っております。

原爆被爆者二世支援事業につきましては、被爆者二世に対しまして医療費の一部を助成することにより、その方の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的に、平成14年度に創設されたものでございます。

その後、市の独自財源により行われております医療費制度の見直しということで、平成27年から平成28年度内にかけて議論された経過がございます。

結果、平成28年11月の診療分から所得制限を設けまして、非課税世帯のみへの給付といった形に変更させていただいております。

支給状況でございますが、平成28年度、この年は6名の申請がございまして、金額が非常に大きかったですけど、76万円程度が出ております。

この平成28年度までは人数と、金額は若干ぶれがありますが、70万円ぐらいでおさまっているかと思っております。人数につきましても、それほど変化はなかったと考えております。

ただ、平成29年度の申請分につきましては4名5件の申請で、金額も大分減っている。それで平成30年度になりましてゼ

ロ件と、結果的になりました。ただ、今年度は既に1件の申請がございます。

そういったところで平成29年度ぐら
いからは制度変更の影響が出たのかと考
えております。

以上でございます。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 質問番号9番、高齢
者民間賃貸住宅家賃助成費の利用件数と、
制度の周知について答弁いたします。

まず助成件数についてでございますが、
平成30年度は263件となっております。
平成27年度は239件、平成28年
度は252件、平成29年度は260件で
したので、微増傾向ということございま
す。

続きまして、制度の周知についてござ
いしますが、高齢者のための福祉サービスを
まとめた冊子に掲載し、高齢介護課窓口等
で配架、また市民への配布を行っております。

またケアマネジャーや民生委員、ライフ
サポーターなど、高齢者を支援する関係者
に配布し、日々の活動の中で市民等への周
知を図っていただくよう依頼しております。
また広報誌、ホームページへの掲載に
より周知を図っております。

○森西正委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 質問番号10番、決
算概要80ページの老人医療費助成事業
と重度障害者医療費助成事業の医療費の
状況であります。福祉医療費再構築前の
平成29年度では、老人医療費が1億5,
055万7,352円、障害者医療費が1
億478万8,572円で、合計2億5,
534万5,924円です。

再構築後の平成30年度では、老人医療
費が7,715万3,773円、重度障害

者医療費が1億5,802万3,864円
で、合計2億3,517万7,637円
です。

平成30年度は平成29年度に比べま
して2,016万8,287円の減となっ
ております。

次に質問番号11番、決算概要82ペー
ジの介護給付訓練等給付事業の65歳へ
の対応でございますが、障害福祉サー
ビスを利用されていた方が65歳になっ
た場合の摂津市の対応状況でございます
が、摂津市では現在、障害福祉サー
ビスを受けておられる方のサービス等
利用計画は、全て相談支援員が作成し
ております。

このことから、障害福祉サービスを利用
されている方の状況については相談支
援員が把握しており、65歳になる方につ
きましても相談支援員より制度の説明を
行っているところであります。

これまで受けていた障害福祉サービス
と同等のサービスが、介護保険サービス
にもある場合につきましては、介護保
険優先の原則に基づきまして、介護保
険サービスに移行していただきますよう
、丁寧な説明を行っているところであ
ります。

次に質問番号12番、決算概要82ペー
ジの地域生活支援事業の移動支援がど
ういうときに使えるのか、通勤、通学
で使えるのかどうかというご質問です
けれども、移動支援の内容といたしまし
ては、外出及び社会参加が困難な障
害のある方に対し、ガイドヘルパー
を派遣するものであります。

移動支援サービスの提供によりまして
、障害者の自立促進及び生活の質の向
上等を図るものであります。

移動支援につきましては、社会生活上
、必要不可欠な外出及び余暇活動等
の社会

参加を対象としておりますことから、現在は通勤、通学においての利用とは認められておりません。

○森西正委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 質問番号13番、決算概要92ページの生活保護事業にかかわりますご質問。

ケースワーカーの配置状況と、ワーカー一人当たりの担当ケース数につきましてご答弁申し上げます。

まず平成31年3月末時点でございますが、被保護世帯数1,183世帯を11名のケースワーカーで担当しておりましたので、ワーカー一人当たり約108世帯を担当しておりました。

直近のデータですと、令和元年9月末時点におきましては1,171世帯を12名のケースワーカーで担当させていただいておりますので、ワーカー一人当たり約98世帯を担当しているところでございます。

以上です。

○森西正委員長 有場課長。

○有場保健福祉課長 それでは質問番号14番、決算概要96ページの乳幼児健康診査事業につきましてのご質問にお答えいたします。

乳幼児健診で待ち時間がかなり多いということの件でございますが、確かにそういった苦情というか、ご意見は担当課でもお聞きしております。

乳幼児健診につきましては、それぞれ4か月とか1歳6か月とか、その節目で健診がございますが、それぞれ保健センターで年間24回実施しております、検針時間につきましては、大体受け付けから終了まで2時間以内ということで想定しております。

乳幼児健診につきましては、乳幼児の発達状況の確認において非常に重要な場でございます。

こうしたことから一人一人に時間をかけて丁寧に診察する必要がどうしてもございますので、一定時間はやっぱりかかるのかなと考えております。

ただ、全国的に人口減少が問題となっているところでございますが、本市につきましては安威川以北で大型マンションの開発などが主な理由となるかと思うんですけれども、出生数が非常に高い数字にございます。

したがってまして健診1回当たりの受け付け数というのが非常に多くて、その点は以前からずっと課題であると認識しておりました。

このことにつきまして、以前より医師の増員ということで検討していたところでございますが、やはりここにつきまして、全国的な医師不足というのが大きな問題となっております、なかなか抜本的な改善にはつながらなかったところでございますが、今年度、ようやく医師を1名ですけど確保できましたので、健診の系列が今までは1系列であったものを二つ系列をつくりまして対応しておりますので、この点はかなり待ち時間という意味では大幅な改善につながったのかと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 飯野課長。

○飯野環境政策課長 質問番号15番、温暖化対策事業に関するご質問にお答えいたします。

地球温暖化対策につきましては、温暖化ができるだけ進まないよう温室効果ガスの排出を減らす緩和の取り組みと、それで

も発生してしまう温暖化の影響に備え、被害や影響をできるだけ減らす適応の取り組み、この両者を推進していくことが必要でございます。

平成29年の条例改正以降、地球温暖化に対する新しい考え方でございます適応の周知について特に力を入れてまいりましたが、温暖化防止への直接的な働きかけとなります緩和の取り組みにつきましては、ESCO事業により市役所庁舎に高効率エアコンを導入し、照明をLED化したり、また新設の別府コミュニティセンターに太陽光発電パネルを設置、それから味舌小学校跡地に建設予定の新体育館への太陽光発電パネル導入に向けて取り組んでおります。

それから、せつつ・エコオフィス推進プログラムの状況でございます。

第3期となります、せつつ・エコオフィス推進プログラム3は、平成23年度から平成27年度を取り組み期間とし、CO2の総排出量を5%削減させる目標としておりましたが、結果1.6%の増加となっております。

現在は平成28年度から令和2年度における温室効果ガス2.7%削減を目指す、せつつ・エコオフィス推進プログラム4の取り組みをしておりますけれども、平成29年度の時点で0.6%の増加となっております。

温室効果ガスの削減につきましては効果が目に見えるものではないため、直観的に削減されている実感が得られないこともあり推進に苦慮しているところではございますが、今後も引き続き根気よく取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 安田次長。

○安田環境部次長 質問番号16番、ごみ収集処理事業における委託割合のご質問についてお答えさせていただきます。

まず可燃ごみ、不燃ごみにおける民間委託の割合でございますが、65%が民間での委託となっております。

そのほか定期のごみ分別区分で申しますと、ビン・缶・ペットボトルの収集が一部狭小地区を除きまして民間での収集、食品トレイ、古紙類、水銀製品の収集が全て直営で行っております。

以上でございます。

○森西正委員長 三浦環境センター長。

○三浦環境センター長 それでは、環境センターにかかわります質問番号17番、ごみ処理施設維持管理事業の廃プラスチックの焼却についてのご質問にお答えいたします。

平成28年10月より、ごみの分別区分の変更を行い、容器包装プラスチック類につきましては可燃ごみとして収集することになっております。そのため、ごみの焼却に係るCO2排出量は増加したものと考えられております。

しかし市民からは不燃ごみを大量に家にため込まなくてよくなったので助かるといった声が多くあったと聞いております。

また適量の容器包装プラスチック類を焼却することで、焼却炉の安定燃焼が図られ、ひいては焼却炉の延命化につながっていると考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 質問番号18番、決算概要108ページの労働相談の内容及び三島地域労働関連政策推進事業のセミナーの対象者についてお答えさせてい

たきます。

労働相談の内容でございますが、例えば平成30年度は派遣契約、雇用保険、傷病手当、有期休暇、労災、残業手当、雇用契約、最低賃金などのご相談がございました。

セミナーの対象者でございますが、特に対象に関しまして制限はございません。

引き続きまして質問番号19番、中小企業育成事業の中小企業支援策について検討しているのかというような内容でございますが、アクションプラン評価検証支援計画の中でも、検証結果の中で報告した中でも非常に中小企業支援策に関しての要望は多くございました。

課題といたしましては、今後来年度に向けて中小企業支援策を実施できたというところは検討いたしております。

質問番号20番、108ページ、企業立地等促進事業の制度からの大企業、中小企業の数ということでございます。

平成24年度は大企業が3社、中小企業はございませんでした。

平成25年度は大企業が6社、中小企業が5社、合計11社でございます。

平成26年度は大企業が7社、中小企業が10社、平成27年度は大企業が8社、中小企業が12社、平成28年度は大企業が9社、中小企業が16社、平成29年度は大企業が10社、中小企業が16社、平成30年度は大企業が10社、中小企業が14社でございます。

引き続きまして、質問番号21番、南千里丘別館に関しまして、建物の看板について、つけるのかどうかというご質問及び活用についてどのように考えておるのかということについてお答えさせていただきます。

看板に関しましては、もちろん南千里丘

建物自体をわかりやすいということでは、委員がご指摘のように、つけるということも考えられますが、ただ、まずは入っている産業支援ルームの活用ということを優先していきたいと考えております。

それで企業のほうの対象者の方に関しましては、ご案内等をしますので、特に全体の建物自身を明示する必要は今のところ考えておりませんので、看板については特に今設置するという考えはございません。

それで活用に関しましては、平成30年度、地震等の状況もございましたので、他課の利用では実際にお借りしていただくというような形をとらせていただきまして、利用状況に関しましては増加しております。

ただ本来は産業のほうに活用すべき内容でございますので、今年度でしたらプレミアム付商品券の事業等で活用はさせていただいております。

ただ活用のバランスということも必要ではございますので、その状況を検討しながら他課の利用も進めて、産業振興の本来の事業に支障のないような活用方法を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは2回目の質問をさせていただきます。

まず質問番号1番、別府コミュニティセンターですけれども、やはり料金がだんだんと上がっていったということなんです。

平成30年度の方だけをご紹介いただきましたけれども、研修室で、午前の部で1,500円、これが正規の金額です。これが平成28年度は金額でいうと220

円だったんです。ところがその後、370円に上がり、そして今、お話があった平成30年度は600円になっています。

さらに平成31年度、令和元年は750円となり、その翌年にはもうこの激変緩和と言われた軽減措置はなくなって4割減免ということで、900円にまで引き上がるということなんです。

公民館を使ってたときは200円ぐらいで活用してたんじゃないかと思うんです。1回の使用料がこうなってくると、毎週自分たちのいろんなサークルを頑張りたいと思っても、お金の問題でそれがしんどくなってくるという声をいただいております。

ぜひこれは引き下げ、そもそもの1,500円も非常に高いと思いますので、激変緩和を使っている登録団体だけではなく、総体としての引き下げをぜひしていただきたいと要望しておきます。

それからまた別府コミュニティセンターまつりもすぐあると思います。ロビーの活動とかも活発にやっておられます。別府コミュニティセンターまつりも活発に昨年もやっていただいたと思います。

どんな取り組みをしているか、昨年度でも今年度でも結構ですけれども、紹介していただけたらと思います。

そういう大きな取り組みがあるときには、やはり駐車場が足りないという問題が出てくるのではないかと思うんですけれども、それはどうされているのかお尋ねします。

次に質問番号2です。戸籍住民基本台帳事務事業、ここには載っていませんというお話でございました。閲覧ではないということです。ということは名簿の提出なんですか、お答えください。

それはいつからやっているのか、対象者と人数は、その経過と根拠となる法律などについても教えていただきたいと思えます。

質問番号3番、証明書交付についてです。それぞれの件数、金額を教えてくださいました。やはり市民サービスコーナーが一番件数も桁違いに多かったということだと思います。そして金額のほうも一番安かったのではないかと思います。

それで取り次ぎサービスでは、なかなかその市民サービスコーナーにかわる役割というのが果たせなかったわけですが、じゃあその方々がコンビニ交付に全部いったのかというとそうではなくて、特に高齢者の皆さん、コンビニの交付の中の13.5%が65歳以上だったというお話をされてると思うんですけど、マイナンバーカードも持っていないし、コンビニで交付ということはようせんという方々は、市民サービスコーナーが廃止された後、市役所まで来てるんです、何人も聞いております。

それでバスを幾つも乗り継いで、またはタクシーを呼んで市役所まで印鑑証明をとりにいったお話をたくさん聞いています。

こういう方々の、本当に声というのをしっかりつかんでおいてほしいと思っています。私たちは市民サービスコーナーを廃止ではなくて、しっかり存続させるということを訴えてまいりました。

市民サービスコーナーの廃止というのは、コンビニ交付に必要なマイナンバーカードの普及促進のために誘導するという、こういう政府の肝いりの政策の一つだったわけですが、マイナンバーカードに対して非常に伸び悩んでいると思うん

ですが、国民は大変拒否感を持っておりません。急激な普及はこれからも見込めないと考えます。

取り次ぎサービスやコンビニ交付に税金をかけて、市民には負担をふやすようなやり方をやめて、市民サービスコーナーの存続を共産党は求めてきたところですが、そのとおりの結果になったのではないかと考えております。

今後は市民の負担軽減のために、タクシーチケットの配付とかバス路線の改善など、市役所に来やすい施策を充実するように、これは市民課だけに限らず全体に求めておきたいと思っております。

そして政府主導のマイナンバーカード普及策に乗らないようにということを求めておいて、これは要望といたします。

続きまして質問番号4番、証明書交付事業、これは富士ゼロックスシステムサービス株式会社の委託料でした。平成30年度から5年間の新たな契約もできているという話がありました。平成30年度の金額はご紹介いただいたんですけども、その後、令和元年度、令和2年度と委託契約がこのときにできています。

消費税が10%になることを見込んで、年間10%になる令和2年度、このときには3,300万円の金額だったと思っております。

先ほど平成25年度の金額を途中からだったので1,890万円と教えていただきましたけれども、これは年間額に年間のその契約があったとしたらということで、以前にお答えいただいたときには、2,520万円を1年間ずっと委託したと仮定すると、こういう金額になりますというお答えもいただいております。

そうしますと、令和2年度と平成25年度の金額を比べると、780万円の

差があるんです。

先ほど効果削減額が700万円ぐらいとお答えいただいたと思っております。もちろん業務量もパスポートだとかいろいろふえてきているという分もありますから、一概には言えないという部分もあると思うんですけど、それにしても余りに削減額があったとは言えない状況、もとの金額に戻ってきているのではないかと考えています。

それで今後、消費税が増税されることによって、委託業務というのは、やはり今までの金額ではなくなってくる。この3,300万円という、令和2年の1年間、消費税がかかったとしたら、10%は消費税です。

人件費でもお給料には消費税がかかりませんから、消費税の増税分が委託料のアップ分になってきているということは、これは一旦市の財布から出て、もう一回、国や府にも返ってるといふことなんです。こういう業務委託ということが今までは行政改革ということで、削減効果があるということで、どんどん推し進められてきたわけですけども、民間への業務委託ということは今やっぱり立ちどまって考え直さないといけないというときが来ているのではないかと考えています。

また災害の問題があります。市民課の窓口業務は災害が発生したら大変な役割を担っていただかないといけないと思っております。業務量も莫大にふえます。

富士ゼロックスシステムサービス株式会社との業務委託契約、この災害時の場合はどのようになっているのかお尋ねします。

続きまして質問番号5番、個人番号カードですけども、予算額は政府が望むカード普及の金額です。それで実際の普及は平

成29年度で900万円の残額がある。そんなに使わなかったということです。それで平成30年度は1,000万円も余っていると。実際の普及は決算の示すとおり低いということです。

政府は躍起になっておりますけれども、普及率が低いのは、これは摂津市だけではありません、全国的です。

保険証がわりのカード利用の開始に向けた準備、先ほど話題にもありましたけれども、加速をしていますけれども、マイナンバーカードと保険証を一本化して、マイナンバーカード一つにするんだと。これについては医師会はやっぱり反対しているんです。マイナンバーカードを保険証がわりに使えるようにするというような、そういうことをやっていますけど、保険証を廃止してマイナンバーカードだけにするなんて、医師会は言うておりません。これには反対しています。

さらに政府はなりふり構わず、カードの大幅な普及に突き進もうと、先月3日、デジタルガバメント閣僚会議で、マイナンバーカード所持者のスマホキャッシュレス決済、これに国のお金で一人1回限り5,000円のポイントを還元するなど、方針や具体策を打ち出しております。消費税増税対策としても位置づけられています。

しかし平成30年度消費税対策として発行準備しましたプレミアム付商品券、これは予想をかけ離れ、非常に普及率が低いと、全国的にそうなっているとも聞いています。これは産業振興課のほうで、ぜひそのことについてお答えください。

次、質問番号6番です。体育館を避難所として位置づけることは大変大事だと思います。地元の期待も高いと思います。昨年北部地震や台風、またことしの災害等

を見ても、防災対策というのは大きな課題です。

停電対策もしっかりした備えが必要だとなっていますが、その問題についてどのように考えているのかお聞かせください。

次、質問番号7番です。デイハウスましたの集会室の利用は、デイハウスましたの管理運用規定に準ずるとあります。この規定には、施設利用者の範囲として味舌福祉委員会が適当と認めた団体とあります。認められる団体と認められない団体の基準は何かをお答えください。

次に被爆者二世の問題です。被爆者二世の方々には医療が欠かせない方もいらっしゃると思います。高齢になり、さらに医療も必要になってきます。

摂津市原爆被爆者福祉協議会からも要望書が提出されていると思いますが、制度をもとに戻すことについて、いかがお考えかお聞きします。

次、質問番号9番、高齢者民間賃貸住宅家賃助成費の事業です。

ケアマネジャーなど、介護事業所なども通じて案内できるようにして下さっているということで、大変ありがたいと思いますが、なかなかそれでも数が大きくふえません。

今、古いおうちとか、それから集合住宅、アパートのような文化住宅とか、そういうところがどんどん取り壊されて、新しいところに移らないといけないという方々も出てきておられますので、ぜひこの普及を広報に努めていただきたいと思います。つどい場とかいろんなところもあると思いますので、ぜひ周知徹底を図っていただいて、この利用がふえるようお願いしたいと思います。これは要望としておきます。

質問番号10番、老人医療費と重度障害者医療費、両方合わせて2,000万円の削減ということでした。

市の負担が減っているということは、障害者の方の負担が増加しているということでもあります。再構築という名の改悪だったということが、はっきりしたと思います。

さらに摂津市は入院時食事療養費を廃止いたしました。障害者の負担増に拍車をかけた。削った分をほかへシフトするとして、重度障害者特定疾患福祉金、日常生活用具交付費の予算をふやしたと思いますけれども、シフト先とした事業は平成29年度と比較して実際にふえたのでしょうか、お答えください。

次に質問番号11番です。介護優先原則について争った裁判、浅田訴訟の判決が確定いたしました。

原告、浅田さんは重度の障害で、障害福祉サービスを受けていたが、介護保険のサービスに移行すると負担額が大き過ぎて生活していけない。65歳になっても介護保険の申請をしなかったところ、岡山市が障害福祉サービスの支給を停止しました。これに対し、浅田さんが岡山市を相手どり起こした裁判です。

岡山市は介護保険優先原則を主張いたしましたけれども、広島高裁は介護保険優先原則とは、介護保険の申請をした者に対して障害福祉の給付と介護保険の給付の二重給付を防ぐものであり、介護保険の申請をせず、65歳になっても障害福祉サービスを選ぶ権利があることを認めた内容です。

摂津市は65歳になっても介護保険の申請をせず障害福祉サービスを受け続けたいと市民が言った場合、その権利を認めるのかどうかをお伺いします。

それと先ほど、同等のものは介護サービスにおっしゃっておりましたが、同等じゃないものもいろいろあると思うんです。そういうことについては、どういう対応をしてらっしゃるのかもお答えください。

それから質問番号12番です。地域生活支援事業、ガイドヘルパーについてです。

重度の障害を持つ国会議員が誕生し、通勤、通学での介護が使えない現在の制度の問題点が浮かび上がりました。

以前から支援学校や施設のバスの停留所までの送迎にガイドヘルパーが使えない、保護者が困っている問題などを聞いていました。

重度障害者とはまた違う制度だと思っておりますけれども、重度障害者だけの問題ではない。大阪府で新たな動きがあるようですが、これについて教えてください。

次に質問番号13番、生活保護事業です。扶助費が引き下がり、災害の影響で生活保護世帯は大変です。それをサポートするケースワーカーも、福住委員がおっしゃったように本当に大変だと思います。

基準のお話がなかったですけれども、基準は80名ですか、100世帯から98世帯になったとはいえ、基準にはまだまだ満たないという状況でございますので、ぜひとも増員していただきたいと思います。

正規の職員の増員のかわりに、非正規職員を減らすというようなこともあってはなりません。正規の職員の増員とともに、生活支援課全体の増員も行わなければならないと思います。要望としておきます。

質問番号14番、乳幼児健康診査事業。4か月健診で長時間待たなくてはいけないということが負担だったところですが、しっかりと努力していただいて、

医者を1名確保していただくということで、大きく改善が望めるというお話でした。大変ありがたいと思います。

この健診のときに絵本をプレゼントするというサービスも行っておられると聞いています。これも大変すばらしいと思っています。

ただ、流れのままに出口に出て、もらわずに帰ってしまったという方もいらっしゃったということです。絵本は絵本ルームで受け渡しが行われているようですが、絵本ルームの位置はわかりやすいのでしょうか、教えてください。

質問番号15番です。CO₂はふえていると、削減目標を立てながら、どんどんふえているということがわかりました。

大規模な自然災害が今続いています。台風の被害も年々大きくなっています。これらは地球温暖化が大きな原因とも言われています。9月23日、国連で16歳の少女が各国首脳たちに、私たちは大量絶滅のどぼ口にある。でも皆さんが口にするのはお金のこと、経済成長は永遠に続くというおとぎ話、この問題から目をそらし、若者を裏切るなら許さないと、非常に厳しく追及いたしました。

再生可能エネルギーへの転換が本当に必要だと思います。摂津市としてどう考えるのか、もう一度お聞きします。

それから続きまして質問番号16番、民間委託の割合が65%ということでございます。民間委託を拡大するというものについて今回も意見が出ていましたけれども、以前に委託を拡大するときには、さまざまな観点から議論があったと思います。

直営が3割になったところで、当時の副市長は余り委託が進むと業者に全てが握られることになる。ごみ収集は直営をゼロ

にするということと言わない。この3割に来たときに、市民サービスの維持向上のために、いよいよその議論のときが来たという答弁を議会で行っています。委託料の問題や収集のノウハウの問題、それから市民との関係などについてのことだったと思います。

平成23年策定の一般廃棄物処理基本計画では、ごみの組成分析調査で直営収集の適正分別は92.90%でしたが、委託収集では78.1%と大きな差があることが明らかになっています。現在では直営と委託という分け方で調査していないので、新しい数字は出ていないということですが、環境への影響や、炉の維持管理にもかかわる問題でございます。

パッカー車の事故は発生しないように、万全の対策が必要だと思いますが、それ一つで民間委託拡大は短絡的な議論になるのではないかと考えます。災害への備えとしても、退職者不補充の方針を変えて、職員をふやして直営をしっかりと行うことが大事だと思います。これは要望としておきます。

質問番号17番です。ごみ処理施設維持管理事業、摂津エコオフィス推進プログラムでCO₂がふえている。それでプラスチックごみの一部を燃えるごみとして焼却するようになったということでありまして。何でも燃やす方向でいいのかということが、これから本当に厳しく問われていくと思います。

摂津市は今後、広域化によって、ごみの焼却は茨木市の焼却施設で行っていく計画です。茨木市任せにするわけにはいきません。摂津市のかかわり方が問われます。大型焼却炉の建て替えは建設費、修繕費等、住民負担が大きいだけでなく、地球温暖化

防止の観点からも考えなければならない問題ではないでしょうか。どのようにお考えかお聞かせください。

次に、労働相談事業、三島地域労働関連施策推進事業です。

ご相談の内容はさまざまあると思うんですけども、例えば退職の問題一つにとっても、実はその裏にハラスメントの問題があるということもあります。しっかりと丁寧な聞き取りもしていただいて、ぜひともこの問題はきちんと取り組んでいただきたいと思っております。

セミナーの対象は制限がないということでしたけれども、これからこの女性活躍・ハラスメント規制法が成立しましたので、大企業はそういう窓口をきちんと置いて、対応することが義務になってまいります。中小企業は努力義務ですけども、いずれ中小企業もこの問題に対して企業義務というのが発生いたします。こういうことについて、企業にどのように対応していくのかお聞かせください。

次に中小企業育成事業、質問番号19番です。

今回の災害で住宅の修繕が必要だが、まだ修繕ができていないという方が約40%いらっしゃるということが、摂津市のとったアンケートでわかりました。

摂津市の災害補助金はもう締め切っておりますが、市民にとっても喜ばれ、経済波及効果も高い住宅・店舗リフォーム助成制度の創設をできないかということを考えております。これは要望としておきますので、ぜひご検討ください。

質問番号20番、企業立地促進事業です。

金額のほうも教えていただきたかったんですけども、平成30年度をピークに大企業はずっと金額も伸び続けておりま

すけれども、中小企業の金額は減ってきているし、件数も減ってきているということが起きています。

今の不況の中で、また消費税も上がってくる中で、中小企業が設備投資にお金をかけるということが、なかなかできなくなっています。

平成28年度の実績では大企業が86.0%、中小企業は14.0%ということでしたけれども、この平成30年の決算では、大企業は93.7%、中小企業は6.3%しか割合としてないわけです。ほぼ大企業のための政策にこれになっていってというのは、そもそもの企業立地促進条例の趣旨からしても、摂津市は中小企業にぜひ使ってほしいからということで、いろいろと他市とは違うことを盛り込んでいただいたと思うんですけども、結局、大企業のものになっているやないかという部分があるということをごぜひしっかりと受けとめていただきたいと思っております。

これから消費税の問題では転嫁と言われる問題が発生します。大きな企業は消費税は全部、小売するのでも税率がのせられますし、それで下請に対しても下請たつきということも起きて、下請に消費税としては10%だけれど本体価格をもっと縮めて、結局渡すお金は変わらないみたいな、そういうことも発生してくる可能性が大いにあると思っております。

この問題、大企業に対して調査、申し入れをするということは、特にこの立地奨励金を使って摂津市の産業活性化、これを努力義務ですけども、うたっている制度を使っているわけですから、ここに対してそういうことをするつもりはないのか教えてください。

21番目の質問です。南千里丘分室管理

事業、他課の利用がふえたので、ちょっと数がふえたというお話でしたけれども、課長、参事がおっしゃったように、本来は産業の支援ルームなわけですから、本来のところできっかりと活用を考えていただきたいと思うんです。

それで貸し室ということを私たちは最初にお伺いしていました。その問題について、産業発展のために地域の中小企業とかに使ってもらえるような、そういうことを考えてもらいたいと思います。

看板はどっちが先かという問題ではございません。あそこは商工会の建物で、商工会に遊育園が借りて入っているのかなという市民の声もたくさん聞きます。せっかく摂津市の持ち物なんですから、看板もつけていただきたい。両方ともこれは要望にしておきます。

以上です。

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午前 11時50分 休憩)

(午後 1時 再開)

○森西正委員長 再開します。

丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 質問番号は1番でございます。

別府コミュニティセンターまつりの状況等についてお答えさせていただきます。

まつりにつきましては、登録団体の皆様を中心に実行委員会を組織していただき、地域コミュニティの推進を目指して、登録団体の発表や展示、模擬店を実施していただいております。平成30年度は、9月9日に開催され1,818名のご参加をいただきました。

本年度につきましては11月17日に開催予定でございます。登録団体の方々に加え、地域の団体の出展等も予定されてお

り、地域コミュニティの広がりを感じているところでございます。

また、まつり開催時の駐車場につきましては、施設の駐車場で模擬店を開催するため、近隣の企業にご協力をいただき関係者等の駐車をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 それでは、質問番号2番、自衛隊募集の閲覧にかかわる五つのご質問にお答えします。

まず、現在どのように名簿を提出しているかということなんですけれども、紙媒体により名簿を提供しております。

二つ目、いつから提供しているのかなんですけれども、平成28年度からでございます。

三つ目、対象者と人数を教えてください。こちらにつきましては、平成28年度につきましては、出生年月日が平成2年4月2日から平成11年4月1日までの男子、日本人に限る3,904人。平成29年度につきましては、出生年月日が平成11年4月2日から平成12年4月1日までの男子及び女子、同じく日本人に限る841人。平成30年度につきましては、出生年月日が平成12年4月2日から平成13年4月1日までの男子及び女子、同じく日本人に限る787人ということで、以上になっております。

四つ目のご質問なんですけれども、自衛隊募集のための名簿提出までの経過はというご質問ですが、平成28年4月15日付で自衛隊大阪地方協力本部より、募集対象者情報の紙媒体での提供の依頼がございまして、それに応じて提供いたしました。

五つ目、自衛隊募集のための名簿提供の根拠法令についてのご質問にお答えいた

します。

法定根拠にいたしましては、自衛隊法施行令第120条及び摂津市個人情報保護条例第9条第1項でございます。

以上でございます。

○森西正委員長 続いて、千葉課長。

○千葉市民課長 質問番号4番、災害時の懸念についてということでお答えします。

委託事業者との契約では、天災などの不可抗力の場合、契約を結んでおりまして「甲及び乙は地震・火災・洪水・疫病・天災地変、その他当事者の合理的支配を超える不可抗力により、本契約に基づく全部または一部の義務の履行が不能になった場合、可能な限り速やかに相手方当事者にその事情を報告するものとする。

また、本契約の目的を達成することができないと判断した場合、相手方の協議の上」でございます。このような事例につきましては、平成25年の窓口業務委託後、実際まだ起こったことはございませんが、その際には慎重に協議を進めます。

以上でございます。

○森西正委員長 5番がプレミアム付商品券ということですので、吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 それでは、質問番号5番、プレミアム付商品券の状況についてお答えいたします。

プレミアム付商品券の申請の状況ですが、本市では8月1日より受付させていただいておりまして、10月1日より商品券の利用が実施しております。

ただ、現在のところ申請に関しましては、当初の想定よりは少ない状況ではございますが、全国的にも同様の状況と聞いております。

本市では、申請促進の対策等を検討し、申請を促しつつ検討を考えている状況で

ございます。

以上でございます。

○森西正委員長 体育施設です。6番、松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、文化スポーツ課にかかります2回目のご質問につきまして、お答えいたします。

質問番号6番、旧味舌小学校跡地にかかります建設予定の体育館に関することについてでございますけれども、地元説明会を通じましても、避難所としての期待が非常に高いと理解をしております。

現在、実施設計を行っているところでございますが、主に地震あるいは火災等の災害時に利用者や周辺の住民の方が避難できるスペースや災害時の活動等を想定した設備の防災機能を持たせる方針としております。

また、倉庫以外のエリアは基本的に全面空調を予定しておりまして、したがって、万が一の地震や火災等の災害時には、各体育室やロビー、各種部屋など避難所として開放できることを想定しております。

災害時の地域避難所として停電時においても一定の快適性を確保できる設備等として、非常用電源として自家発電の導入の設置を検討しております。

自家発電ですので、燃料によって自家発電を行うということになりますけれども、設備につきましては、浸水対策として上階に設置いたしまして、電源が確保できるように検討をしております。

以上でございます。

○森西正委員長 有場課長。

○有場保健福祉課長 それでは、保健福祉課にかかります、ご質問にお答えいたします。

質問番号7番、決算概要74ページの地

地域福祉活動拠点の件でございますが、デイハウスまたはの利用につきまして、デイハウスまたはの管理運営規定をごらんいただいていると存じますが、味舌福祉委員会が適当と認めた団体ということで、どういった基準でというご質問かと思えます。

デイハウスまたはにつきましては、地域福祉活動拠点ということで、大原則として地域福祉の向上に資する活動を行う団体であろうかと存じます。

また、デイハウスまたはの管理運営規定の中でも、第4条の施設利用の目的ということで、旧味舌小学校区を初め、第一中学校区の住民相互の地域福祉活動交流の推進を図り、地域の福祉向上並びに健康の増進に寄与する行事、活動等並びに団体の連絡協議等に利用することができるというふうになっています。

また、第6条で施設の使用制限ということがございまして、これにつきましては、市民生活の秩序を乱す恐れがあると判断されるとき、政治、宗教、営利を目的とするとき、その他施設の設置利用目的に反すると認められるときという規定がございます。

基本的には、こういった規定につきまして校区の福祉委員会の中でご議論をいただいて決定していくものであらうと考えております。

続きまして、質問番号8番、決算概要74ページの原爆被爆者二世支援事業につきまして、平成28年11月の診療分から所得制限を設けておりますけれども、これをもとに戻す考えはないかというご質問であったかと存じます。

これにつきましては、本市の独自財源で行っております医療費制度の見直しの中で、このときは原爆被害者福祉協議会とも

協議いたしましたし、そのときに議会のほうでもいろいろご議論いただいたと存じます。

また、本事業につきましては、全国的にも非常に珍しい制度でございまして、ただ、近隣に吹田市が同様の事業を実施しております。この吹田市におきましても、本市に先駆けて対象者を非課税世帯のみと限定しております。この制度の変更につきましては、その後も原爆被害者福祉協議会からご要望等もいただいておりますし、ご批判もいただくところなんですけれども、この制度、ほかの医療費制度と同様に高齢化の影響を受けまして、今後の支出の急激な増大が見込まれております。そのようなことから、一定持続可能な制度とするためにも、所得制限というのがやはり必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 質問番号10番、入院時食事療養費助成の廃止による財源をシフトしたシフト先での状況についてお答えさせていただきます。

シフト先の事業といたしましては、二つございますけれども、まず一つ目の日常生活用具の給付につきましては、平成30年4月より特殊マット、移動用リフトに対する上限額の引き上げ、また、吸引吸入両用器など、4種目の追加を行っております。

平成30年度のこれらの種目に対する実績といたしましては、申請があり給付を行っておりますけれども、当初見込んでおりました決算額には至っていないという状況であります。

それから、もう一つの重度障害者・難病患者等支援事業についてでありますけれども、こちらにつきましては、平成30年

1 1月以降に年間延べ30日以上入院をされた方に対しまして、これまでの年額1万2,000円の支給に加え、さらに1万2,000円を加算して支給するよう制度拡充を行っているものでありますけれども、毎年10月1日から10月31日までを申請期間としておりますことから、現在、受付を行っている最中でありまして、そのことから決算状況については、お答えができない状況になっております。

次に、質問番号11番、65歳問題で、市民から希望があった場合に権利を認めるのかどうかということと、同等のサービスが、介護保険サービスにない場合の対応についてというお問い合わせだと思っております。

65歳になっても、そのままの利用の申し出があった場合の対応についてでありますけれども、浅田裁判高裁判決につきましては、私どもも承知をしているところであります。

現在のところ、全ての方が介護保険サービスに移行をされてはおりますけれども、障害福祉サービスをそのまま希望される方の申し出がある場合には、その方の状況等を確認し、相談支援員でありますとか、ケアマネジャー、サービス事業所などの意見も聞きながら、その方の意向に沿えるように対応してまいりたいと考えております。

また、同等のサービスが介護保険サービスにないものについての対応でありますけれども、この場合につきましては65歳を超えても引き続き障害福祉サービスを利用させていただいております。

次に、質問番号12番、移動支援、大阪府の新たな動きの内容についてでありますけれども、重度障害者の国会議員活動での問題を受けまして、大阪府知事が重度障

害者に対する通勤、就労中、通学の支援を実施していきたいと述べておりますけれども、どのような制度設計を行う予定なのか等、現在のところ、情報については市町村には全く伝えられていない状況になっております。

今後、市町村に対する意見聴取の機会であるとか、説明会を設けると聞いておりますので、大阪府の動向に注視してまいりたいと考えております。

○森西正委員長 有場課長。

○有場保健福祉課長 それでは、質問番号14番、決算概要96ページの乳幼児健康診査事業につきまして、4か月健診時にお配りする絵本が渡し忘れていたということと。また、絵本ルームがどこにあるかというご質問でございますが、絵本ルームにつきましては、保健センターの正面玄関入っていただいて、すぐではなくて、かなり奥のほうまで来ていただかないといけないようなところがございます。

これにつきましては、お渡しする絵本が、1種類ではなくて、数種類ご用意しております。なぜかと申しますと、第2子、第3子になりますと、既にもらっている本とか、あるいはほかの方にいただいたとかいうのもございますので、極力持っていない本を選んでいただくという意味で、一度、その絵本ルームにお越しいただいて、親子で絵本を手にとっていただいて選んでいただくことをしないといけないということでございます。

そうしたことから、どうしても奥のほうにご案内しないといけないので、たまに案内が漏れるということがございました。そういったご指摘をいただいております。現在では、案内板を掲示するほか、最後、帰っていただくときに保健師のほうに絵本

ルームに直接案内するような形にフローを変えておりました、漏れがないようにしておるところでございます。

ただ、せっかく用意した絵本でございますので、持って帰っていただきたいなと思いますので、ここも漏れがないように、随時改善していきたいなと考えております。

以上です。

○森西正委員長 飯野課長。

○飯野環境政策課長 質問番号15番、再生可能エネルギーに関するご質問にお答えいたします。

本市におきましては、今後も施設の新築、改築の際には、太陽光発電設備の導入を検討するよう施設所管課に働きかけ、再生可能エネルギーの活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 三浦環境センター長。

○三浦環境センター長 それでは、質問番号17番、茨木市との広域化に係る考え方でございます。

広域化につきましては、昨年12月に茨木市と広域ごみ処理に係る基本合意に至り、予定どおり広域化が実現すれば、摂津市域から発生したごみは、茨木市で処理することとなります。

その際は、これまでどおりごみの分別や3Rの推進などにより、ごみの発生抑制を図るとともに、茨木市と協力しながら循環型社会の形成に努めてまいります。

以上でございます。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 それでは、質問番号18番、パワーハラスメント対策の法制化を、どのように周知するかというご質問でございますが、労働施策総合推進法の改正が、委員がご指摘のようにありまして、

その改正に関しましては、ホームページや実際の広報等で周知してまいります。

また、セミナーで来年度以降、機会があれば啓発していきたいなというふうに考えておる状況でございます。

引き続きまして、質問番号20番、企業立地促進法の大企業に関して、消費税の転嫁に関して、どのように周知するかということでございますが、消費税の円滑な適正な転嫁は、企業立地促進法の大企業のみではございません。

既に、産業振興課や商工会等の窓口でも、こういうパンフレット等は配架させていただいておりますが、実際に、ホームページ等で案内させていただいたり、今後、広報等で改めて周知していきたいと考えておる状況でございます。

○森西正委員長 全て出たと思います。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

別府コミュニティセンターの問題ですが、別府コミュニティセンターまつり非常に活発にやっただいて、地域の方々も楽しみにされているということで、ことしもまた頑張っていたきたいなと思います。新たな今までと違う方々にも来ていただけるような努力もしていただいているということで、広がりのあるまつりになるのかなと期待をしています。

ただ、駐車場の問題は、摂津市の土地が別府コミュニティセンターのすぐ横にあるにもかかわらず、そこはほかの企業に貸し出しをして賃料をとってるわけです。まつりで必要なときは、地元の企業をお願いをして、そこを貸していただくことは、ちょっと恥ずかしいというか、違うんじゃないかなと思うところです。

もちろん、これは自治振興課ではないということは知っておりますけれども、駐車場の契約は来年3月末で一旦切れます。別府コミュニティセンターと一体的な活用、防災空地ということで、あそこは残しておりますので、防災空地としてしっかり活用ができるように、子どもたちの遊び場としての活用など、課をまたいで全庁的に、考えていただきたいなと思っておりますので、要望としておきます。

続いて、質問番号2番です。

自衛隊に対して、紙媒体で名簿を提出している平成28年度からということでした。自衛隊が提出を求めているというのは、これは全国的に自衛隊がやっていることであります。

確かに、自衛隊法の中では、協力を求めることができるということは、うたわれているところですが、それは求めることができるということであって、自治体の義務ではありません。住民基本台帳法では、名簿提出という形ではなくて、例えば、国だとか、ほかの自治体だとか、そういうところで必要がある場合は、閲覧をさせるという形で書いてあります。自衛隊だけ特別扱いをしなければならないわけでもないのに名簿を提出するというのは、これはこの住民基本台帳法からしてもおかしい話ではないかなと思います。

個人情報が増えるというような問題も、リスクが高まると思いますし、市民の不安も聞いています。この問題については、全国の30%の団体しか名簿提出には応じていないんです。もう過半数のところは閲覧です。自衛隊だけ何も特別扱いをする必要はないです。

自衛隊がどうしてもこういうことを始めたかといえば、安保法制の問題であるとか、

憲法第9条の改憲の動きなどの中で、自衛隊に対して募集をかけても、それに集まってくる人たちが少ないというところから、各市町村にこういう名簿提出であるとか、データで出ささいとか、中には、シールの形にして提出をするというような自治体もありますけれども、これは少数派ですので、やはり自治体としての市民のプライバシーをしっかりと守るという立場に立って、来年度からは閲覧という形に、せめてするようにしていただきたいと思います。これは要望としておきます。

次に、質問番号4番です。

委託料の問題がどんどんと膨らんできているということです。

さらに、公務員の皆さんは災害時に市民のために、身を挺して頑張っていただくわけでありまして、やはり民間企業では、不可抗力の事態があったときに、長期的にそういうことが続けば、業務契約を解除すると、うたわれているわけです。これは当たり前だと思うんです。民間企業なんです。そこまで公務員の皆さんと同じことをやれと強制はできないと思います。

お金の問題だけではなく、災害が起こったときに、一体市民にとって、市民課の窓口がどんな働きをするのかということも、再度よく考えていただきまして、公務員の皆さんの数を、職員をふやして窓口業務をしっかり行っていただきたいということで、私の要望です。これは、思いを言わせていただきました。

次は、個人番号カードですけれども、今、プレミアム付商品券がなかなか申請数が少ない。全国的に少ないということが言われています。お金がよりもらえるわけだから、たくさん募集があるだろうと、国は踏んでいたのかもしれませんが、国民

はそんなに政府の思いどおりには動きません。

そんなことよりも、増税を撤回し、減税こそすべきであります。マイナンバーカードの普及策や増税対策など、無駄な税金の使い方をやめるように、国に求めるとともに、国に求められるがままに安易に普及策に乗らず、市民のためにどうすべきかを考えて、自治体としての役割を果たしてほしいと思います。要望とします。

次に、質問番号6番、旧味舌小学校跡地に建てられる体育館、たくさんの方々が期待をして、避難所として私たちの安心のために役立ってほしいと聞いています。

今年の地震のときは、ガスが一部地域でとまって、非常に困られた市民もいらっしゃいました。銭湯の解放などありましたけれども、それは大変ありがたいと歓迎されたと聞いていますが、LGBTの方からは、自分は銭湯を利用できない。体育館などシャワーの解放をできなかったのかというようにお声もあったと伺っています。

災害で停電になると、携帯電話やスマホの充電もできず、情報が得られず困るという問題も起こります。避難所で充電できるようにすることも考えてほしいと思っています。

今後も、地域の声を聞いて喜ばれる施設になるように、取り組んでいただきたいと思います。要望といたします。

次は、デイハウスましたの集会室です。

第1集会所がなくなったということは、地域にとっては大変大きいものです。地域の方がそこをさまざま利用しておられたという、背景があります。デイハウスましたに集会室をわざわざつくったということの中には、地域の皆さんの利用、自治会の会議などもありますけれども、それだけ

ではない。そういう性質も大きく考えれば、地域福祉に役立っていくのではないのかなと思います。

デイハウスましたの集会室は市のものです。団体にレッテルを張って、この団体はだめだとか。市民の利用を恣意的に排除するようなことがあってはならないと思います。

どのような運営がなされているのか。しっかりと話も聞いていただいて、適正な運用に努めるように要望をしておきます。

質問番号8番です。

被爆者二世の話です。このときに摂津市の事業はたくさん医療費の削減ということで行われております。摂津市の独自事業。特に、弱者の視点と市長がつねづねおっしゃってますけれども、こういう独自事業というのは、摂津市の良心だと、私は思っております。

ぜひ、核兵器禁止条約の批准を、政府に求めるような行動も、市長も行っておられる中で、被爆者の方々の苦しみということに、二世の方々、もう大分二世も高齢化してきていらっしゃる方もいらっしゃいますので、心を寄せて制度をもとに戻していただきますように、強く要望しておきます。

質問番号10番です。

障害者の方々の入院時食事療養費削減のシフト先ということで、二つの項目が上がっていましたが、金額が両方ともふえていません。

特に、福祉金については、平成30年度は新たな制度による給付が発生しないというお話でした。これは初めからわかっていたことではないですか。制度の設計として市がされたわけですか。なのに、増額予算を組んだ。この根拠は一体何なんですか。

これは全く欺まんだと言わざるを得ないと思うんです。根拠があってこそその増額ですが、もともとそういう人が発生しないということがわかっている中で、あえて増額予算を組む。これはごまかしです。これについては、本当に抗議をしておきたいと思います。

大阪府の改悪で負担がふえる上に、摂津市の改悪でさらなる負担増。せめて、入院時食事療養費の復活をすべきだと要望しておきます。

質問番号11番、介護優先の原則の問題についてです。

浅田訴訟の判決の中身についても、しっかりと受けとめていただいているということで、申し出があれば、その人の意向に沿ったようにできるように、協力ももちろん、アドバイスもいただいたらいいとは思いますが。そういうお話をいただいて、非常にうれしいです。

今も、その方その方に応じた形で横出しとか、上乘せとかいうサービスも使えるようにしてくださっていると思いますので、ぜひ今後も頑張ってくださいと思います。要望としておきます。

次に、移動支援給付費ですけれども、まだどのようなものかわからないということで、市町村の意見を聞く機会というのを大阪府が設けられると伺いました。

大阪府は、重度の障害者の通勤、通学のみを援助するという制度を考えていると報道がされています。

18歳以上の重度訪問介護の利用者は、府内でわずか2,500人ということで、その中で通勤、通学制度の利用者となる人が一体何人になるのかというような声もあります。

せっきゃく制度設計をするなら、重度だけ

でなく、幅広く障害のある方の働く権利、学ぶ権利を保障する制度設計を大阪府に要望してほしいと思います。国にも要望するとともに、摂津市独自の移動支援制度。そういうものも通勤、通学に使えるようなものを検討していただけるように、要望しておきます。

質問番号14番です。

乳幼児の健康診査事業です。絵本のプレゼント、ただ渡すだけではなくて、選び方とか。そういうことまで配慮をして、丁寧にやっただいていてということ、本当にすばらしいなと思っております。

せっきゃくそこまで配慮した絵本ですから、ぜひ皆さんに持って帰っていただけるように渡し方の工夫も、今もされているとは思いますが、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。要望としておきます。

温暖化対策事業です。15番の質問です。

この環境問題というのは、本気で考えないといけない問題だと思うんです。令和2年であるとか、令和12年であるとか。令和32年であるとか。区切りをそれぞれ持っていますけれども、全然その方向に摂津市もそうですけど、国も、日本全体が動いていない。これに対して、国際的な批判も、非常に高まってきています。

新しい施設に再生可能エネルギーを設置するだけでなく、避難所に対しては太陽光発電や蓄電池を設置する。こういう取り組みを要望しておきます。

ごみ処理施設維持管理事業、17番目の質問です。

摂津市の手を離れて茨木市にごみがいけば、もう知らないよということではないと、もちろんそのとおりでと思います。茨木市の炉の更新、こういう問題がいずれ出

てくるわけですから、そこに対して摂津市として、大きくて何でも燃やせる炉でやっ
ていくんだということではなく、茨木市と
一緒に地球温暖化防止のために、どんなこ
とができるのかというのを、今からしっか
りと協議をしながら進めていっていただ
きたいと思いますので、要望としておきま
す。

労働相談事業、三島地域労働関連施策と
いうことで、市内企業に対してハラスメン
トの規制法、これについてホームページや
広報だけではなくて、セミナーなんかも考
えてみようとかを思っていると話をし
ていただきました。

大企業とかは、すぐにも義務化すること
ですし、いろんな情報を取り寄せる。そう
いうこともできると思うんですけど、中小
企業はなかなか自分ところが一体何をし
ていいのかわからないなどがあると思い
ますので、ぜひ細やかに相談に乗って
いただいて、社会全体でこのハラスメントが
なくなるという、努力をお願いしたいと思
います。要望としておきます。

企業立地促進事業です。

これもこの立地企業だけではなくて、転
嫁の問題について、きちんと企業全てに、
やってもらわないといけないという中身
ですから、大いに広げていっていただ
きたいと思います。摂津市の産業振興に頑
張っていただくということを、この大企業
の皆さんは、奨励金を受け取ると同時に、
努力をしていただくということになって
いるわけですので、頑張ってもらいたい
ことを言うてもらいたい。下請たときは
しないしてほしいということを、ぜひ徹
底していただきたいなと思いますので、
これも要望としておきます。

以上で、私の質問を終わります。

○森西正委員長 増永委員の質問が
終わりました。

ほかにございますか。

水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、質問をさ
せていただきます。

まず、自治振興課に係るところでござ
いませうけども、1番目の質問、決算概
要の56ページに、自治活動推進事業
の地域活性化事業補助金というのがござ
います。

これの使用目的、そして内容及びその
地域配分割合についてお尋ねをいたし
ます。

二つ目です。市民課に係るところで
ございませうけども、決算概要66
ページになります。

個人番号カード交付事業でございま
す。マイナンバーカードにつきましては、
質問も重なっておりますけども、これは
4年目に入る事業でございませう。交
付の年次ごとの推移についてお伺いを
いたしたいと思ひます。

続いて、3番目ですけども、体育施設
維持管理事業でございませう。

決算概要72ページになりますけども、
青少年運動広場改修工事実施設計委託
料についてです。

現在、既に青少年運動広場改修工事が
始まっておりますけども、現在の進捗状
況。そして、今後の工程についてお聞
かせをいただきたいと思ひます。

次に、4番目、産業振興課に係る
ところでは。

決算概要の106ページ、農業団
体育成事業についてでございませう
けども、前年度より金額が増額をして
おりますが、その内容と取り組みにつ
いてお聞かせをいただきたいと思ひ
ます。

そして、5番目の質問になりますが、
市民農園設置事業でございませう。

現在どのような方が利用をされているのか。お尋ねをいたします。

続いて、6番目ですが、保健福祉課に係る内容で、決算概要74ページになります。

地域福祉計画推進事業についてでございますけれども、今年度に計画の改定を予定されていますけれども、これまで計画を進めてきた中で見えてまいりました課題などありましたら、お伺いをいたしたいと思っております。

次に、7点目ですが、生活支援課にかかわるところでございます。

決算概要76ページに、生活困窮者自立支援事業がございます。就労準備支援事業負担金に関して、その事業内容についてお伺いをいたしたいと思っております。

次に、8点目になりますけれども、決算概要78ページのひとり暮らし高齢者等安全対策事業についてでございます。

この事業には、独居老人の方のさまざまな事業がありますけれども、ライフサポーター業務の委託料がございますけれども、それぞれ平成30年度の決算概要や効果についてお伺いをいたしたいと思っております。

最後に、9点目になります。障害福祉課に關しまして、決算概要の80ページでございます。

重度障害者医療費助成事業についてでございます。制度改正が実施をされました。事業名も変更になりましたけれども、その背景についてお伺いをいたしたいと思っております。

質問は、以上です。

○森西正委員長 それでは、答弁をお願いします。

丹羽課長。

○丹羽自治振興課長 それでは、自治振興課にかかわります、ご質問にお答えいたし

ます。

質問番号1番でございます。決算概要56ページの自治活動推進事業にかかわりまして、地域活性化事業補助金の内容等について、お答えさせていただきます。

地域活性化補助金は、連合自治会が地域の発展と活性化を図るために、みずから企画し実行する事業に対して、一定額を補助していくことを目的とした補助金でございます。

補助金の内訳としましては、旧小学校区を一つの単位といたしまして、1連合自治会について均等割として35万円、世帯割として、校区の世帯数掛ける120円、この均等割と世帯割の額を足した金額を限度額として補助をさせていただいております。

平成30年度は、12校区の計31の事業に対して補助金を交付しており、平成30年度の決算額は826万8,381円となっております。

使い道といたしましては、摂津市地域活性化事業補助金交付要綱の記載によって、補助金対象となる活動が定められておりまして、環境を改善する活動や災害の防止及び救援訓練に関する活動。防犯に関する活動などにご活用をいただいているところでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 千葉課長。

○千葉市民課長 そうしましたら、質問番号2番のマイナンバーカードの年次ごとの推移ということですので、交付率の推移についてお答えします。

まず、平成27年度は、交付率8.18%、平成28年度につきましては10.94%、平成29年度につきましては15.19%、最後、平成30年度につきましては18.

75%でございました。

以上でございます。

○森西正委員長 松本課長。

○松本文化スポーツ課長 それでは、文化スポーツ課にかかります、ご質問にお答えいたします。

質問番号3番、青少年運動広場改修工事に関することについてでございますけれども、今月2日から改修工事を開始しております、それに先立ちまして9月27日に地元説明会を実施して、工事車両の通行経路などについて、ご説明させていただいております。

地元からは、振動に対する対応ですとか、通学路の安全に対する要望がございまして、トラックの間隔をあけて通行する、あるいは徐行運転を徹底する、

あと、三宅柳田小学校、第三中学校の全生徒に注意喚起の案内を教育委員会から周知してもらったりということで対応をさせていただいております。

工事に関しましては、準備工事として、現在現場事務所を設置した上で、解体撤去工事として、南側入り口の門扉、フェンスを撤去してございます。

今後、おおよその予定ですがけれども、11月までに管理棟倉庫、ベンチなどの解体撤去工事を行います。

また、新設の工事として、11月からバックネット棟管理棟の工事を開始いたします。2月ごろからグラウンドの整地を行いまして、3月中に工事を終了させ、新年度からご利用をいただけるようにということで進めております。

現在のところ、工事に遅れは生じておりません。

以上でございます。

○森西正委員長 辻局長。

○辻農業委員会事務局長 それでは、質問番号4番、決算概要106ページの農業団体育成事業の増額の理由について、まずお答えしたいと思います。

こちらのほうは、農業振興会の補助金になります。決算額142万9,012円ありましたが、前年は52万3,000円ということで、平成30年度につきましては90万6,012円の増ということでございます。

こちらにつきましては、平成30年度は、市民の方から農業にぜひとも役立てていただきたいという趣旨で、寄附金を頂戴しましたことによりまして、平成30年度のみ農業振興課補助金が増額ということになりました。

使途といたしましては、農業振興会として、鳥飼なすのお漬け物を保存する業務用冷凍庫と保存畑で栽培の際、使用する散水用のポンプを購入しております。

続きまして、質問番号5番、同じく決算概要106ページの市民農園設置事業に関します、ご質問にお答えいたします。

どのような団体に貸しているのかというお話でございましたが、事務報告書の記載で52団体ということで掲げておりますが、その内訳のうち、主なものといたしましては、自治会が31団体、老人クラブが10団体、そのほかシルバー人材センター、総合型スポーツクラブ、社会福祉法人などがございます。

以上です。

○森西正委員長 有場課長。

○有場保健福祉課長 それでは、質問番号6番、決算概要74ページの地域福祉計画推進事業についてのご質問にお答えいたします。

地域福祉計画につきまして見えてきた

課題といたしますか。課題に関するご質問でございますが、地域福祉計画につきましては高齢者や障害者、児童に関する福祉計画などの上位計画として位置づけられておりまして、福祉の諸課題を解決する上で、地域の役割が非常に重要であるということをお知らせしているものと考えております。

近年では、自治会の加入者の減少などにも見られますように、地域住民相互のつながりについて、全国的な課題となってきているところでございます。

また、今後急速に後期高齢者が増加していくに当たりまして、誰もが住みなれた地域で最後まで安心して暮らしていくためには、地域のつながりの強化に加えまして、介護や医療、健康、子育て、貧困など、あらゆる課題を包括的に捉え、さまざまな課題に対処していく必要があるものと考えております。

今年度につきましては、地域福祉計画を計画期間1年前倒ししまして、早期に各福祉計画の体系化を進めているところでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、質問番号7番、決算概要76ページの生活困窮者自立支援事業にかかります、ご質問、就労準備支援事業の事業内容につきましてご答弁申し上げます。

ひきこもりですとか、長期離職等の理由によりまして、すぐに一般就労が難しく、段階的な就労支援が必要とされる生活困窮者の方に対しまして、例えば職場見学ですとか、職業体験あるいは中間的就労などを行うための受入先企業の開拓ですとか。就労準備支援講座の開催など、一般就労に

従事する準備としての基礎能力の形成を計画的に支援する事業でございます。大阪地域職業訓練センターと連携しながら、平成28年度より実施しているところでございます。

以上です。

○森西正委員長 荒井課長。

○荒井高齢介護課長 質問番号8番、ひとり暮らし高齢者等安全対策事業のライフサポーター業務の決算概要と効果について答弁いたします。

ライフサポーター業務は、ひとり暮らし登録をされた人に見守りが必要であると判断した人に、ライフサポーターが個別訪問を行い、見守りや状況に応じて必要なサービスにつなぐなどの支援を行っております。

平成30年度末における訪問実績は、ひとり暮らし高齢者登録等をされている人が1,450人、訪問回数が7,598回でございました。

また、75歳以上高齢者のうち一人世帯及び高齢者のみの二人世帯は291人、訪問回数が755回でございました。

75歳以上高齢者への訪問は、平成28年11月から開始し、平成30年度7月末で終了いたしましたことから、昨年度より訪問対象回数が減っております。

訪問の際には、高齢者のための福祉サービス冊子や携帯版の救急医療情報シート、詐欺に注意の啓発チラシを配布するとともに、本人の緊急連絡先やかかりつけ医などの情報を状況確認シートに記入いただき、健康面や生活の状況などを伺いました。

平成30年度の訪問では、15人を介護保険サービスに、7人を高齢福祉サービスにつなげております。

○森西正委員長 森川課長。

○森川障害福祉課長 質問番号9番、決算概要80ページの重度障害者医療費助成事業、福祉医療費助成制度再構築の背景についてでございますが、背景といたしましては、障害福祉サービスなどが障害種別にかかわらず、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みが確立をされ、難病も障害福祉サービスの対象となっておりますが、それまでの障害者医療におきましては、精神障害者、難病患者が対象外となっております。

また、高齢化の進展や医療の高度化に伴う医療費の増嵩などによりまして、今後も所要額の増加が見込まれるといったことがございました。

このことから、持続可能な制度構築の観点から、対象者の選択と集中を行うとともに、受益と負担の適正化を図ったものであります。

○森西正委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず、1番目の地域活性化事業の補助金でございますけれども、内容についてはよく理解ができました。この補助金は、地域により活用の用途はさまざまであると伺っております。長年、本市において自治活動を初めとする地域活動を支える貴重な財源であると理解をしております。

当初設定された時代と現在の時代背景では、自治会の構成や世の中の動きも大きく変化をしていると感じております。そういう意味からは、補助金の使用目的に改変の必要があるのであれば、それを見直して、例えばSNSを活用しての地域の連絡網であるとか、情報発信を行うことに活用したり、連絡手段の簡素化やつながりの拡大を行えることなどに活用できるように、拡

大をしていただきたいと思います。

また、ほかの所管からも自治会に補助金が出ていると思いますけれども、それらを一旦、内容確認していただいて、地域が本当に活用できる補助金を目指して努めていただくことを要望いたします。

次に、2番目のマイナンバーカードの件でございます。推移については、年々上昇ということで理解をいたしました。

先の質問にもありましたけれども、交付率については、府で2位ということで、その実績を評価させていただきたいと思えます。

市役所に来られた方が1階の5番の窓口で申請を行われているということもあります。また、写真撮影サービスもありまして、その利便性も好評であると伺っております。

今後、健康保険証と相互利用を進めていることや、プリペイドカードのように使える、ポイントをためる流れもできております。産業振興課などとも連携を深めていただいて、より安全で市民に喜ばれる取り組みとなることを要望したいと思います。

また、一部顔写真の写りがもう少しよくなればなというご要望もございます。事務方としては、カメラも、プリンターも一番いいのを使っているそうですけれども、J-LISTというところに紙ベースで送っておる段階で、なかなか今からは向上できないということでございましたけれども、今後も研究していただいて、市民に喜んで活用していただけるように努めていただきたいと思います。要望いたします。

次に、3番目ですけれども、青少年運動広場の件です。

地元からの声にも対応していただいているということでした。工事も予定どおり

進んでいるということでしたけども、これからは施工会社と連携を密にとりながら、くれぐれも安全第一で進めていただきますことを要望いたします。

また、この改修には青少年運動広場の利用者も非常に高い期待を持っております。という意味で、施設整備の中で照明のLED化も行われますけれども、現在、照明にかかる費用は30分ごとに設定をされていますが、もう少し安くないかとの声もございます。

今後、利用者が利用しやすい施設運営を行ってもらうとともに、受益者負担なども含めて、ぜひとも検討していただきたいと思っております。これも要望といたします。

次に、4番目ですけれども、産業振興課の農業団体育成事業でございます。

寄附をいただきまして増額ということの内容を理解しました。寄附をいただきました、その真心に感謝を申し上げたいと思っております。

本市は、土地面積も限られた地域でありますけれども、最近ではAI技術を活用した省力化農業や一部JA等で水耕栽培も行われていますけれども、今後、本市ならではの新たなスタイルの農業にも、先進的に取り組めるように、農業団体育成に期待をいたし、要望といたします。

次に、5番目の市民農園の件でございますけれども、52団体が活用ということになります。

先日、市民の方から市民農園は個人では使えませんかという声もいただきました。最近、生産緑地法の改正などがありまして、農地の使用目的にも大きな変化が生じております。そういう意味で、市の直営で難しいようでありましたら、そういう企業を通じて、市民に広く提供できるように、個

人はもとより、例えばマンションの管理組合を通じての利用など、本市の市民サービス向上のためにも研究の上、実現に向けて進めていただきますことを要望いたします。

次、6番目の地域福祉計画の件でございます。

ご答弁にもございましたように、急速な高齢化が進んでいます。現在、本市では4人に一人が高齢者ということになっております。

また、2025年には3人に一人の方が高齢者になります。私もこの年に高齢者の中に仲間入りいたします。地域のつながりだけでは介護を初めとするあらゆる課題に対応しがたい状況が予想をされています。

そのためにも地域福祉を推進する上で、行政の役割というのは、ますます重要となりますけれども、職員数などどのような体制をとっておられるのか。お伺いをいたしたいと思っております。

次、7番目の生活困窮者自立支援事業でございます。

平成28年度よりの取り組みということで、相談内容も多岐にわたり、現場でのご苦労に感謝いたしたいと思っております。

就労支援といえば、その内容から考えますと、産業振興課というイメージがございまして、支援の役割分担や就労支援の現状について、お伺いをいたします。

続きまして、8番目のひとり暮らし高齢者等安全対策事業でございます。

ライフサポーターによる声かけ訪問は、ふえゆくひとり暮らしの高齢者の方にとっては、本当に温かく必要な取り組みであると考えております。民生委員など、地域の最前線でご尽力をいただいている方も

多くおられます。

しかしながら、民生委員も高齢化が進み、なかなか手も、お願いするのも難しくなっていました。ライフサポーターの体制をより強化し、民生委員の職務内容も見直すときが来ているのではないかと考えております。

また、事務事業の中に緊急通報装置というのもございますけども、NTTの固定電話がないと取りつけができないという利用制限も現状ございます。

そういった意味で、今後の課題として携帯やスマホと連携した通報装置の研究を進めていただきたいと思います。

さらに、見守りに関して、今後ますますのマンパワーが必要になることは容易に推測ができます。現在、郵便局の見守り事業や警備会社などが行っている各種通信機器を活用した見守りサービス、場合によっては転倒した場合も検知し、またしばらく動きがない場合も見守ってくれるサービスもあるようでございます。そういうのを活用して、今後支援人材と各種システムを複合化して、重層的なセーフティネットを拡充されますことを、要望いたしたいと思います。

9番目ですけども、重度障害者医療助成制度、助成事業ということで、その制度改革についての背景については内容を理解できました。

いつまでも住み続けたいまち摂津というのが、私どもの合い言葉でもございます。制度の変更により、困る方が出ないように、今後もきめ細かな対応をお願いし、要望といたしたいと思います。

2回目、以上です。

○森西正委員長 2点ですか。

まず、6番、有場課長。

○有場保健福祉課長 それでは、質問番号6番、決算概要74ページの地域福祉計画推進事業につきまして、地域福祉を推進する上で、どのような体制であるのかというご質問でございます。

地域福祉を推進する業務につきましては、保健福祉課の総務係が所管しております。現在3名の正規職員で対応しております。

総務係では、社会福祉協議会にかかわります事務を所管しているほか、民生児童委員協議会や保護司会、日本赤十字社などの各団体の事務局としての業務や災害時要援護者にかかわる業務なども行っております。

また、地域福祉を推進する上で、保健福祉部各課や社会福祉協議会との連携はもちろんです。加えまして、自治振興課などとも連携して、業務に努めているところでございます。

○森西正委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、水谷委員の2回目のご質問にご答弁させていただきます。

市が現在実施しております就労支援は、生活困窮者の方に対しましては生活支援課、例えば母子家庭等のひとり親家庭への就労支援は教育委員会子育て支援課、障害者の方に対する支援は障害福祉課、その他の方々に対しましては産業振興課という線引きで、各課個別に実施しているところでございます。

また、就労支援の現状についてでございますが、近年、いわゆる大人のひきこもり等の問題等、就労困難者が抱えます就労阻害要因が複雑、多様化してきていることから、一つの課だけでは対応が困難なケースが増加してきており、各課とも連携は密に

行ってはいるのですが、対応に苦慮する事業も増加しているところがございます。

以上です。

○森西正委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、6番目にごさいました、地域福祉計画についてでございますけれども、さまざまな課題は地域で発生することを考えていきますと、地域福祉はあらゆる福祉課題のベースのような存在であると考えます。例えば、地域住民相互のつながりができることにより、高齢者のひきこもりやそれに付随する介護や健康に関する課題解決に向けての大きな力になっていくと思います。

地域福祉は、今後の市政運営においても非常に重要なテーマでございますので、さらなる庁内の連携体制を図っていただきまして、活発な取り組みを進めていただくよう、要望いたしたいと思っております。

次に、7番目にごさいました、生活困窮者自立支援事業でございます。

市でさまざまな相談体制があるという点は、本当に素晴らしいことであると考えます。

ただ一方では、相談窓口が幾つもあってわかりにくくて、複合的な就労支援を必要とされる方にとっては、各課連携するということだけでは限りがあるのではないかと思います。生活困窮者自立支援の主管課となる課として、今後どのように取り組んでいかれるのか。お伺いをいたします。

以上です。

○森西正委員長 山下課長。

○山下生活支援課長 それでは、3回目の質問にご答弁させていただきます。

複合的な就労阻害要因をもたれております就労困難者の方に対しましては、福祉分野と雇用分野が一体となって切れ目のな

い支援を展開することが必要であると考えまして、そのためにはワンストップの就労支援体制を構築することが有効であると考えております。

ですから、現在、庁内の就労支援関係、各課が連携いたしまして、将来的には各課の就労支援機能を統合しまして、ワンストップ窓口の設置も含めました、新たな就労支援体系づくりにつきまして、現在、調査・研究を行っているところでございます。

以上です。

○森西正委員長 水谷委員。

○水谷毅委員 それでは、生活困窮者の件でございます。

各課連携をして、連携会議等も、恐らく行われていることであると思っておりますけれども、市民の皆さんのために、行政の力を結集して支援に取り組んでいただきたいと思っております。

今後、ますます多様化するニーズにお応えするためにも、一日も早くワンストップ窓口の設定を強く要望いたしまして、質問を終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

なければ、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時8分 休憩)

(午後2時9分 再開)

○森西正委員長 再開します。

認定第6号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。

香川委員。

○香川良平委員 それでは、質問をさせていただきます。

パートタイマー等退職金共済特別会計についてでございますが、初歩的な質問をさせていただきたいんですけれども、まず、

歳入で共済掛金、パートタイマー等退職金共済掛金379万円が歳入のほうであります。事業所で一口月額2,000円ですか。それを掛けた分が入ってるわけですが、歳出で、パートタイマー等退職金共済積立金427万5,112円が歳出であるんですけれども、この積立金、出ていったお金と入ってきたお金の誤差が40万円ぐらいあるんですけれども、この差額の方はどこで埋めているのか。ちょっとまず、その説明をしていただきたいなと思います。

1点だけ、以上です。お願いします。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 それでは、香川委員のパートタイマーについてのご質問について、ご説明させていただきます。

歳入の分での掛金の部分と、歳出の分での共済金の差額に関しましては、過年度分の金額と積み立て運用の出の分が差額として共済金として入っている状況でございますので、その差額の分の金額が48万1,622円、現状として繰入金として入っているということで、共済掛金の入と出の違いが出ているという状況でございます。

○森西正委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。過年度分の返還金ということよろしいですか。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 済みません。過年度分のみではなくて、共済掛金の部分と積立金の運用利息の差額の分。それと、あと積立金の定期の預金の分でございます。

○森西正委員長 香川委員。

○香川良平委員 わかりました。おおむね理解しました。

以上でございます。

○森西正委員長 ほかによろしいですか。光好委員。

○光好博幸委員 私のほうからも1点です。決算概要236ページです。

パートタイマー等退職金共済事業、これが1,438万2,000円の予算計上に対しまして、執行率52%と、いつも執行率を触れさせてもらってますけれども、これは決算額ベースでいうと195万円ぐらいですか。昨年度より減額をして執行されているというところです。

事務報告書にもいろいろ記載ございましたけれども、私は平成30年度末時点の加入者が書いてあったかと思うんですけど、加入者事業数、人数、あるいは現時点でどれぐらい変わっているのかということと、改めて、平成30年度の状況についてお聞かせください。

以上です。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 それでは、光好委員のご質問についてお答えさせていただきます。

平成30年度末の対象者でございますが、事業所数については、事務報告書のとおり29事業所でございます。対象者、共済者数に関しましては145名という状況でございます。

現状に関しましては、引き続き加入者事業所数は29事業所ございまして、利用者は165名と、少し共済対象者のほうがふえておる現状でございます。

以上です。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。平成30年度どんな取り組みをしたかと聞きたかったんですけど、2回目聞きます。

ですから、前、事業所数も聞いてましたし、あるいは、中小企業退職金共済制度との差ということで、有効であったような話も聞いてたので、平成30年度の取り組み状況と、何か市として工夫してアプローチした点があれば、お聞かせください。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 市として、具体的な取り組みに関しましては、継続して事業所を便利帳等に記載させていただいたりとか、各事業に沿って、マッチングフェア等で配布させていただいたり、ホームページ等でさせていただいたり、引き続きさせていただいております。

また、平成30年度の実態調査等でもご案内させていただいたように、アクションプランでの周知も、ご案内のときにさせていただいております。

そこのご回答をいただいている限りを見させていただくと、加入をしていただいている事業所にとっては、非常によかったというようなご意見も、実際いただいておりますけれども、なかなか事業所数や対象者に関しましては、増加の傾向にはなっていないというような現状ではございません。

以上です。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。平成30年度の取り組みということでお聞かせいただきましたけど、有効であるという以上は、ふえてくるのかなというふうに、思いますし、入ってから有効であると思われるということをする、この事業を進めるのであれば、もっとアピールするとか。有効性をもうちょっと周知してもらおうとかいう働きかけも必要なんじゃないかなと、思います。

そういったところも含めて、続けてやるんやったら、もうちょっと工夫せなあきませんし、中小企業退職金共済制に移行するんやったらするということで、メス入れなあかんの違うかなというふうに、思っています。

決算審査に係る委員会なので、これ以上聞きませんが、しっかりと今、申し上げていました中小企業の方々のニーズとか、どう捉えられているのかというところも把握に努めていただくとともに、今後の方向性についても見定めてほしいなというふうに思っております。要望としておきます。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 今、人数は少しふえているというお話だったんですけども、市としては、そんなに大きく事業所が伸びることには至っていないと考えておられるんですけども、この事務報告書の140ページを見ますと、退職された方19人が給付を受けられているということです。

最高加入期間が309か月、30年弱ぐらいお勤めをしてもらったということやと思うんです。大体そういう長年勤めはった方がこの19人の皆さんなんでしょうか。それとももっと短い期間でやめられた人もたくさんいるんでしょうか。教えていただきたいと思います。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 19人の最高の額は、先ほど委員がご指摘のように25年以上の方もおられますが、5年以内でやめられるという方も、実際多くございます。

19名のうち10年以上の方が、5名以

上というような現状でございますので、短期で、一年もかけずにおられるというような方は、全体の比率で5年未満の方が大体145名のうち43名もおられるというような現状もございますので、一定数おられる現状はあると思っております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 この摂津市のパートタイマーの退職金というのは、長年かけ続けはった人がいただけるというのも、うれしいことですけれども、まだ勤めてそんなに長くたっていないパートです、そういう方も多いと思うんです。いろんな状況に応じて働いていらっしゃると思っておりますので、そういう方が退職金は普通もらえないところが、これでもらえた喜びの声とかいうのもあるんじゃないかな。

先ほど利用されているところは喜んでもらってるというお話がありましたけども、制度の紹介だけでは、なかなか引きつけられるというところになりにくい部分はあるんじゃないのかなと思うんです。

やっぱりもらった方に、うれしかったと、そういうようなお声がいただけたら、例えば匿名で広報にそういうのを載せるとか。広報を結構皆さん見ていただいているというのは、この前の災害被害のアンケートなんかでも、結構いらっしゃったと思うんです、そういう、ちょっと一歩踏み込んだPRの仕方。そういうものを考えてみるというお考えはないでしょうか。

○森西正委員長 吉田部参事。

○吉田市民生活部参事 もう少し具体的な企業の現状について、加入されている方、年度によっては退職される方のお話をお聞きさせていただいて、より工夫したPRの仕方も含めて考えていけたらなと思っております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 そうです。やはり字で制度の説明だけだと、どうしても中小企業の社長なんかも、さらっと流してしまいがちだと思うんです。

そういう具体例があって、喜びの声とかがあるともっと皆さんにアピールになると思っておりますので、そういう工夫もしていただきたいと思っております。要望とします。

○森西正委員長 ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 なければ、以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時27分 再開)

○森西正委員長 再開します。

認定第4号の審査を行います。

補足説明を求めます。

野村保健福祉部長。

○野村保健福祉部長 それでは、認定第4号、平成30年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成30年度は、国民健康保険制度の広域化、初年度として国民健康保険事業費納付金や保険給付費等交付金などの新しい財政運営の仕組みが導入される中、被保険者の負担の公平化及び健康づくり・医療費適正化を2本柱とする大阪府国民健康保険運営方針に基づいた事業運営を行ってまいりました。

本市におきましては、収納率向上や医療費適正化に向けた取り組みを継続して行いつつ、新たに国民健康保険財政調整基金を設置するなどして、国保財政の安定化に努めてまいりました。

また、保険事業につきましては、第2期

データヘルス計画に基づき、特定健診及び特定保健指導を軸に生活習慣病予防に取り組み、糖尿病などの重症化予防に対しても各種の保険事業を実施してまいりました。

平成30年度決算における収支は、本格実施となった保険者努力支援制度における交付金や広域化による財政収支の均衡化及び財政規模の縮小、さらには、これまでの繰越金の余剰分を財政調整基金に積み立てたことも踏まえて、実質収支で3,006万2,613円の黒字となりました。

国保加入者総数は1万9,716人で、前年度に比べて年間平均で5.9%、1,236人の減となりました。加入者の内訳を見ても、一般被保険者については1万9,655人で、前年度に比べ5.4%、1,119人の減、退職被保険者等については61人で、前年度に比べ65.7%、117人の減少となっております。

それでは、目を追ってその主なものについて補足説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、特別会計歳入歳出決算書18ページ、款1国民健康保険料、項1国民健康保険料、目1一般被保険者国民健康保険料は、前年度に比べ4.7%、9,389万1,862円の減少となっております。

不納欠損につきましては9,790万9,728円で、収入未済額は7億1,512万5,672円となっております。

還付未済額を除いた収納率は、一般被保険者分全体で現年度分が92.2%、滞納繰越分が14.4%となり、前年度と比べ、現年度分が0.8%の増、滞納繰越分が1.3%の減となりました。

目2退職被保険者等国民健康保険料は、前年度に比べ60.3%、1,511万3,

048円の減となっております。不納欠損につきましては131万4,238円で、収入未済額は783万6,472円となっております。

還付未済額を除いた収納率は、現年度分が97.8%、滞納繰越分が23.6%で、前年度と比べ、現年度分が0.6%の減、滞納繰越分が7.2%の増となりました。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、未納保険料に対して徴収しているものでございます。

款3府支出金、項1府補助金、目1保険給付費等交付金は、広域化に伴う新たな科目で、これまで市町村が直接交付を受けておりました国庫支出金、前期高齢者交付金等が都道府県の国保特別会計で受入後、市町村に再配分されているものでございます。

普通交付金及び保険者努力支援分、特定健康診査等負担金などの特別交付金で構成されており68億9,040万5,193円となっております。

目2事業助成補助金は、地方単独事業における国庫負担金減額に係る補助金でございます。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、職員給与費、出産育児一時金、保険料軽減分等に係る繰入金でございます。

20ページ、目2保険基盤安定繰入金は、保険基盤安定制度に基づく保険料の法定軽減に係る繰入金でございます。

款5諸収入、項1雑入、目1一般被保険者第三者納付金及び目2退職被保険者等第三者納付金は、交通事故等による第三者行為による納付金でございます。

目3一般被保険者返納金及び目4退職被保険者等返納金は、社会保険加入による

国保資格喪失後の受診などに係る返納金でございます。

目5 雑入は、主に70歳以上の一部負担金に係る指定公費分でございます。

項2 延滞金、加算料及び過料、目1 延滞金は保険料に係る延滞金でございます。

款6 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は、前年度の繰越金でございます。

款7 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金は、新設した国民健康保険財政調整基金の積み立てによる利子でございます。

次に、歳出でございますが、24ページ、款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費は、職員給与のほか一般事務に係る費用でございます。

目2 連合会負担金は、大阪府国民健康保険団体連合会の負担金でございます。

目3 市町村部会負担金は、近畿都市国民健康保険者協議会の負担金でございます。

項2 徴収費、目1 賦課徴収費は、保険料の賦課徴収業務に係る費用でございます。

26ページ、項3 運営協議会費、目1 運営協議会費は、摂津市国民健康保険運営協議会に係る費用でございます。

款2 保険給付費、項1 療養諸費、目1 一般被保険者療養給付費は、一般被保険者が医療機関を受診した際の給付に係る費用等でございます。

目2 退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者等に係る療養給付費でございます。

目3 一般被保険者療養費及び目4 退職被保険者等療養費は、柔道整復師による施術や補装具の作成などに係る費用でございます。

目5 審査支払手数料は、大阪府国民健康保険団体連合会に支払うレセプト点検に

係る審査及び支払いの手数料でございます。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費は、一般被保険者が自己負担限度額を超えて負担した額を支給するものでございます。

目2 退職被保険者等高額療養費は、退職被保険者等に係る高額療養費でございます。

目3 一般被保険者高額介護合算療養費及び目4 退職被保険者等高額介護合算療養費は、一年間の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が自己負担限度額を超えた場合に支給するものでございます。

項3 移送費、目1 一般被保険者移送費及び目2 退職被保険者等移送費は執行いたしておりません。

28ページ、項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は、被保険者の出産に際して、1件当たり42万円が支給される一時金でございます。

目2 支払手数料は、出産育児一時金の直接払いに係る手数料でございます。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費は、被保険者の死亡に際して、1件当たり5万円が支給される給付金でございます。

項6 精神・結核医療給付費、目1 精神・結核医療給付費は、被保険者が精神・結核医療を受けた際の給付金でございます。

款3 国民健康保険事業費納付金は、広域化に伴う新たな科目で、国保運営に係る納付金でございます。

項1 医療給付費分、目1 一般被保険者医療給付費分は、医療給付費分のうち、一般被保険者に係る事業費納付金でございます。

目2 退職被保険者等医療給付費分は、退職被保険者等に係る事業費納付金ござ

います。

項2 後期高齢者支援金等分、目1 一般被保険者後期高齢者支援金等分は、後期高齢者支援金等分のうち、一般被保険者に係る事業費納付金でございます。

目2 退職被保険者等後期高齢者支援金等分は、退職被保険者等に係る事業費納付金でございます。

項3 介護納付金分、目1 介護納付金分は、介護納付金分の事業費納付金でございます。

30 ページ、款4 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 共同事業拠出金は、事務費に係る拠出金でございます。

款5 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費は、特定健康診査等の実施に係る経費でございます。

なお、新たな事業といたしまして、人間ドックに係る費用への助成を行っております。

項2 保健事業費、目1 保健衛生普及費は、特定健診未受診者対策のほか、医療費適正化に係る各種保健事業等の実施に係る経費でございます。

款6 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 一般被保険者保険料還付金及び目2 退職被保険者等保険料還付金は、過年度分保険料の還付金等でございます。

32 ページ、目3 償還金は、平成29年度事業の確定に伴う療養給付費等負担金などの精算返還金でございます。

款7 予備費につきましては、執行しておりません。

款8 基金積立金、項1 基金積立金、目1 国民健康保険財政調整基金積立金は、平成30年度に設置した財政調整基金に対して、繰越金の余剰金を積み立てたものでござ

います。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○森西正委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

香川委員。

○香川良平委員 それでは、質問をさせていただきます。

まず初めに、広域化、初年度の決算総括について聞かせていただきたいんですけども、平成30年度の決算は、国民健康保険広域化後の最初の決算審査となります。

改めまして、広域化後のこの1年間を振り返り総括をいただきたいなと思います。

次に、保険料の収納状況についてお聞かせいただきたいなと思います。

国民健康保険の広域化により、大阪府へ事業費納付金を支払う仕組みとなりましたが、その大半は保険料収入が当てられることとなります。昨年度の本市の収納状況について、お聞かせをいただきたいなと思います。

次に、基金についてお聞かせいただきたいなと思います。

広域化に合わせて、国民健康保険財政調整基金の設置を行ったということでございます。

改めまして、基金設置の経緯と目的についてお聞かせをいただきたいなと思います。

以上、3点よろしく申し上げます。

○森西正委員長 答弁をお願いします。

森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、香川委員のご質問にお答えします。

まず、一つ目、広域化、初年度の決算の総括についてでございます。

決算状況の総括について、国民健康保険制度の構造的な課題として、低所得者の割合が高く、高齢者の比率が他の社会保険と比べて高いことから、医療費水準が高いと言われています。

広域化により、都道府県が財政責任の主体として加わり、予算の仕組みも変更となり、例えば保険給付費は全て都道府県で賄うかわりに、本市としましては事業費納付金を納めるという、まさに都道府県単位での財政運営がスタートしたところでございます。

補足説明の繰り返しにはなりますが、平成30年度収支としまして、歳入決算額で約102億2,070万2,000円、歳出決算額約101億9,064万円で、約3,006万3,000円の黒字となっており、これまでの収支差額の幅が抑えられ、新たな財政の仕組みのもと収支均衡が図られた形となっております。

引き続き、大阪府下の市町村と連携を図りながら、安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築に向け取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、二つ目、本市の収納状況についてのご質問にお答えします。

国民健康保険料全体としましては、収入済額が18億9,585万3,922円となっており、不納欠損額が9,922万3,966円、収入未済額が7億2,296万2,144円でございます。

収納率で申し上げますと、現年度分の収納率は92.22%で、前年度から0.75%の増、過年度分収納率としましては、14.54%で、前年度から1.18%の減となっております。現年度分は、収納率が増となり、過年度分が減となった要因としましては、昨年度は大きな災害があった

こと保険料の上昇改定も伴い、また本市が現年度優先して徴収する方針であることから、現年度優先での支払いがふえたことで、結果として滞納分に回らなかったことが、主な要因ではないかと考えております。

続きまして、三つ目の基金の設置に関するご質問でございます。

平成27年度に約20年間抱えておりました累積赤字を解消し、平成29年度決算において、一定額の余剰金を、いわば黒字を確保することができましたので、平成30年9月に基金条例を設置し、返還金等を除いた黒字分を、平成30年12月に基金として積み立てたところでございます。

基金設置の目的としましては、大きく2点でございます。

1点目は、広域化により医療費は大阪府が賄うこととなるかわりに、市は事業費納付金を大阪府に納める必要がございます。その財源となる保険料収入の不足等に対する財源を確保するためでございます。

2点目は、これまで保険料抑制のために、法定外繰入金として一般会計から繰り入れを行ってきておりますが、広域化の新制度においては、解消すべき実質的な赤字と定義されております。基金については、激変緩和措置期間中に限り、保険料抑制のために繰り出すことが、府の運営方針においても認められているところから、統一料金に向けた激変緩和措置財源として活用することを目的として、設置をしております。

以上でございます。

○森西正委員長 香川委員。

○香川良平委員 ご答弁ありがとうございます。

1回目の決算状況については理解をいたしました。

広域化に伴い財政運営の仕組みが変わ

り、国保財政の健全化に向けた必要な取り組みがより一層はっきりしてきたのではないかと思います。広域化の推進に当たって、これまで個々の市町村で運営されていたこともあり、広域化以前からの検討課題も残っているかと思いますが、広域化に関する今後の展開や検討課題について、お聞かせをいただきたいなと思います。

次に、収納状況についてでございますが、ご答弁で内容については理解をいたしました。被保険者の公平性の観点からも、この国保財政上の保険料をしっかりと納めていただくのが、やっぱり基本だと思います。

そこで、どのような収納対策を実施されてきたのか。お聞かせをいただきたいなと思います。

ご答弁であった収納率ですけれども、現年で92.22%ですか。この数字が私は決していい数字ではないのかなと思うのですが、これは他市と比べてどのような状況なのか、参考までにお聞かせいただきたいなと思います。

次に、基金でございますが、基金の設置経緯、目的については、ご答弁で理解をいたしました。基金の現状は、残高3億円ちょっとなんです。今後の基金の活用について、どのようにお考えかということをお聞かせいただきたいなと思います。

以上です。

○森西正委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、香川委員の2回目のご質問にお答えします。

まず、広域化の推進について、今後の展開や検討課題ということでございますが、大阪府が設置しております広域化に関する審議の場として、広域化調整会議というものがございます。府内代表市町村が参画しております。

今年度は、同会議において広域化初年度の決算を踏まえた検証や保険料率の算定時に加味する府全体の共通公費の範囲や、多子世帯減免など、広域化に関連した議題の検討が予定されております。

なお、平成29年12月に作成されました大阪府国民健康保険運営方針は、平成30年度からの6年間で計画期間とされておりますが、その中間年度での見直しが表示されておりますので、今後、必要な見直しの検討が進んでいくものと思われま

す。続きまして、二つ目の本市及び他市における収納対策についてでございます。

本市においては、まず、保険料の滞納を防ぐという観点から、口座振替による納付の推進をしております。

また、納付書払いの方については、コンビニ収納を実施、納め忘れの初期未納者に対するコールセンターを利用した勧奨といった未納対策の実施に加えて、必要に応じて差し押さえ等の滞納処分の実施についても取り組み、適正な保険料の徴収に努めているところでございます。

近隣市の状況でございますが、現年度分の収納率に限って申しますと、北摂7市において高槻市の94.37%が最も高く、本市は5番目の収納率でございます。

また、他市の取り組みで申し上げますと、大阪市や高石市などでは、スマートフォンアプリを活用した電子決済サービスを導入するなど、収納チャネルの拡大に取り組んでいると聞いております。

いずれにしましても、保険料の収納不足が今後の国保財政の赤字要因となってまいりますので、支払い能力があるにもかかわらず滞納されている方については、状況の確認等を行った上で、必要に応じて減免制度のご案内や滞納処分の検討を行い、低

所得の方には丁寧に聞き取った上で納付計画を提案するなど、個々の被保険者の状況に応じた対応を図りながら、収納率の向上に努めてまいります。

続きまして、三つ目のご質問でございます。

基金の今後についてでございますが、大阪府運営方針におきましては、基金を繰り出す条件が示されており、本市に該当する項目としては、独自設定する保険料の激変緩和措置の財源、それから独自基準による保険料・一部負担金減免の激変緩和措置の財源、今後可能性がある収納不足による事業納付金への充当、府内統一基準を上回る保健事業実施の四つに限られております。

先ほどご説明しましたとおり、まずは保険料の統一料率を目指すため、広域化後6年間の激変緩和期間は、保険料の抑制財源として活用することを予定としております。

令和元年度におきましては、平成30年度末の基金残高としまして3億6,262万3,550円のうち、保険料抑制財源として、基金から6,100万円を充当しております。

次年度以降につきましても、被保険者の皆様の急激な負担増とならないよう、保険料の抑制財源として活用を図ってまいります。

以上でございます。

○森西正委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。

それでは、3回目質問させていただきます。

まず、広域化についてでございますが、先ほどのご答弁で広域化を進める上で、さまざまな課題や検討事項があるということがわかりました。

さまざまなことについて、広域化調整会議等で議論をされるとのことですが、本市の状況を踏まえ、被保険者の皆様方が不利益を被ることがないように、本市として言うべきことはいうという姿勢で臨んでいただきたいことを、要望いたします。これは、以上です。

次に、収納についてであります。収納率の状況、他市の現状、状況等についてのご答弁をいただきました。高槻市が94.37%ということで、本市より高い現状があるということがわかりました。

ここで、お聞きしたいんですけど、決算概要212ページのマルチペイメントネットワーク推進協議会負担金10万円というのがあるんですけども、これはマルチペイメントサービスの推進に向けた会議という認識ですが、本市収納方法は、コンビニ払いと口座振替があると思います。今後、クレジットカード払いや、マルチペイメントサービスを使った収納方法を利用することが収納率向上の観点からもよいと思うんですけど、会議に参加しているということで、今後サービス導入に向けた考えはあるのかないのか。お聞かせいただきたいなと思います。

次に、基金についてでございます。

基金の活用については、ご答弁で理解をいたしました。保険料の抑制財源にあてるとのことです。

これは、激変緩和措置期間に限られているという話で、いわば例外的な取り扱いだと思います。基金の本来あるべき目的である収納不足への対応や保険事業への充当に対する繰り入れと積み立てとなるよう、基金の適切な運用を図っていただくことを、要望いたします。

質問は、1点だけです。

○森西正委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、香川委員の質問にお答えします。

決算概要212ページ、マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金のところですが、表現がわかりにくいんですけれども、本市の口座振替で利用しておりますペイジーサービスを利用するに当たる基本の負担金ということになっております。

会議等には出席しているわけではないんですけれども、今後の本市のキャッシュレス等を含めた検討でございますが、ペイジーサービス等のような仕組みで、ペイビーというものがございます。

これは、先ほど申し上げましたスマートフォンのアプリのような形で、アプリをダウンロードして納付書のバーコードを読んでもらうとキャッシュレスで決済ができるといった仕組みがございます。

今後、こういったことも検討しながら納付推進、納付勧奨を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。何が言いたいかといいますと、保険料納付の公平性の観点からも、しっかりと収納率を高めていただきたいなと思います。

以上でございます。

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午後2時55分 休憩)

(午後3時27分 再開)

○森西正委員長 再開します。

ほかに質問のある方は、光好委員。

○光好博幸委員 それでは、私から四つ質問させてもらいます。

まず、質問一つ目、決算概要212ページの一般事務事業におきまして、下のほう

にレセプト点検委託料があったと思います。これは338万2,000円の予算計上に対しまして333万6,258円ということで執行されておりますけれども、例のごとく昨年度の決算ベースと比較した場合に116万円ぐらい増額執行されております。

改めて、このレセプト点検委託料の内容と、ここ数年の取り組みの効果についてお聞かせください。

質問二つ目、決算概要218ページの特定健康診査等事業におきまして、人間ドック助成金に関してお聞かせいただきます。

これは78万円の予算計上に対して76万7,000円ということですが、事務報告書によりますと、費用助成件数が59件となっております。これにつきましても、改めて制度の概要、これは平成30年度からですので、制度の概要と平成30年度の実施状況についてお聞かせください。

質問三つ目、決算概要218ページのこれは同じく特定健診のところですが、ここでは特定健診の受診率についてお聞かせください。

その状況と、近隣他市です。どのようになっているかということ把握していただければ、合わせてお聞かせいただきたいと思います。

最後、質問四つ目です。

決算概要218ページの保健事業において、これも項目にあります若年者健診委託料についてお伺いします。

若年者健診というのは、早い段階から受診を促して、受診結果から異常の早期発見とか、異常治療、早期治療につなげるということで、若年ですけれども生活習慣の改善、あるいはそういった習慣病の発生の

予防ということが目的であると、私は認識しております。

先ほどの40歳から特定健診は言うまでもありませんけども、より若い世代の健診というところできくと、非常に重要であると考えますので、平成30年度の若年者健診の受診状況についてお聞かせください。

以上、1回目です。

○森西正委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、光好委員のご質問4点についてお答えします。

まず、一つ目のレセプト点検委託料についてでございます。

国民健康保険に基づき保険者が行う事務のうち、電子計算機等により共同して処理することが、効率的な事務については共同電算処理として各都道府県単位で設置されている国民健康保険団体連合会、いわゆる連合会で行うこととなっております。

具体的には、診療報酬明細書、いわゆるレセプトの点検についても、この共同電算処理として同団体に委託し実施しております。

内容としましては、資格や内容面などからデータでの突合チェックを行い、その結果、エラーとなったものをレセプトの容認や給付修正、医療機関への返戻等を行うものでございます。

取り組み効果としましては、直近3か年となりますが、資格及び内容点検による医療機関へのレセプト返戻実績がでございます。平成28年度4,246件で、医療費総額にして4,261万8,000円、平成29年度は4,156件で4,499万6,000円、平成30年度については3,758件で6,321万円でございます。

なお、決算額の増加につきましては、単

価等の改定があったものによるものでございます。

続きまして、決算概要218ページの人間ドック助成についてでございます。

本制度は、平成30年度の広域化に合わせて府内市町村が共通で実施することとなったもので、特定健診対象年齢である40歳から74歳の被保険者を対象に上限1万3,000円で費用の一部を助成するものでございます。

委員がご指摘のとおり、平成30年度におきましては59件の費用助成を行いました。

参考となりますが、この分における特定健診受診率への寄与率は0.4%となります。

続きまして、質問番号三つ目、特定健診の受診状況等についてでございます。

本市におきましては、平成27年度以降、受診率が低迷しており、平成29年度には29.9%と30%を切り、府内平均を下回るといった状況でございます。

平成30年度につきましては、まだ暫定の数字ではございますが、30.3%程度になる見込みとなっております。

なお、近隣他市で確認できているところで申し上げますと、吹田市で45.3%、池田市が44.1%、茨木市で33.1%、豊中市が28.8%で、おおむね北摂では30%から40%で推移しております。

府内平均が30%になってきており、全体として上昇傾向にあるかと思われま

す。続きまして、質問番号四つ目の若年者健診に関するご質問でございます。

若年者健診は、特定健診と同様の検査項目で16歳から39歳の被保険者を対象に、生活習慣病の予防、早期発見及び健康の保持増進を図るため、保健センターに委

託して実施しております。

受診状況については、平成30年度は、対象者3,341人中、受診者が111人で、受診率は3.3%でございました。昨年度が3.7%ということもあり、伸び悩んでいる現状がございます。

以上でございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

質問一つ目、一般事務事業のレセプト点検委託料というところで、レセプト点検委託料の内容と、ここ数年の取り組みの効果についてお聞かせいただきました。

特に、平成30年度は6,321万円の返戻実績が出ているというところで、効果も確認できました。このまま効果とっていいのかどうか、ちょっとわからないですけど、理解しました。

医療費適正化の観点からも、引き続きしっかりとチェックをしていただきたいと思いますし、府下全体での返戻件数の削減というところも推進、委託というところで、結果として医療費抑制につなげていただきたいと思いますので、これからもよろしくお願いします。これは以上、要望とします。

二つ目、質問2番目です。

特定健康診査等事業についての人間ドック、平成30年度の実績状況についてお聞かせいただきました。理解いたしました。

これは、1万3,000円の上限ということで、恐らく広域化の初年度ということで、府下共通に合わせておるとは思います。後期高齢者の制度によりますと、人間ドック助成金の上限2万6,000円となっております。これも調べたら出てきました。

本市の助成金の上限というのは1万3,000円、初年度ということになっておりますけれども、近隣他市の状況をお聞かせください。

質問3番目、同じ特定健康診査等事業のところの特定健診受診率というところで、これは先ほど近隣他市の状況もお聞かせいただきまして、吹田市と池田市が44%、45%近いということで、非常に高いなど改めて思いました。

本市は、30%を何とか、平成30年度はいけそうやということですけど、北摂の中では低いほうだと理解しております。ここで低いということも認識されてるということですので、特定健診の受診率向上といえますか。未受診者対策について、平成30年度どのように取り組んだのか。お聞かせください。

質問四つ目です。

保険事業についてというところで、平成30年度の若年者の健診受診状況についてお聞かせいただきました。

受診率が3.3%ということで、非常に低いのはびっくりしたんですけど、これも伸ばしていくということ必要やと思いますので、受診率の向上に向けての取り組み3.7%から3.3%に落ちてるとは思いますけれども、平成30年度はどのような取り組みをしたのか。お聞かせください。

以上、2回目です。

○森西正委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、光好委員の2回目のご質問にお答えします。

まず、人間ドックの助成状況についてでございます。

北摂では、吹田市、池田市が本市同様に上限1万3,000円で助成を実施しております。茨木市では上限2万円、箕面市で

は上限2万6,000円、高槻市では上限3万円、豊中市では経費の7割相当額を上限としていると聞き及んでおります。

なお、人間ドック以外にも池田市、茨木市、豊中市では脳ドックを助成対象として実施し、助成額の上限も2万円から3万円程度で設定されております。

また、豊中市、高槻市に至っては年齢30歳からにするなど、若年者も対象に助成するといったことをしていると聞いております。

続きまして、特定健診の未受診者対策についてでございます。

平成30年度の未受診者対策としましては、従前から実施している電話とはがきでの受診勧奨を連携させ、受診勧奨はがきを送付した対象者に、間を開けずにコールセンターから後追いで電話を入れるという取り組みを、11月と1月の計2回実施しました。この2回といいますのも、これまではがき1回ではなくて、未受診者の多い地域に選定して1回目、残りを2回目という形で、少しはがきの送付方法も工夫して実施しました。

また、新たに特定健診の受診を促すポスター、チラシを作成し、医療機関、薬局等へ設置するなど、周知啓発にも力を入れて取り組みました。

さらに、国保年金課前に特定健診ブースを設置して、周知啓発に取り組むとともに、健康まつりを初めとする各市イベントに参画し、特定健診の予約取り次ぎを実施してまいりました。

なお、今年度につきましては、来年2月ごろに未受診者対策の一環として、相対的に安威川以北に比べ受診者数が低い安威川以南地域において、出張での特定健診を実施してまいりたいと考えております。

続きまして、若年者健診についてですが、対象年齢は16歳から39歳までで実施しておりますが、中でも受診につながりやすいと想定しております30歳から39歳の30代の被保険者を抽出し、1,610名の方に対して、健診日程や受診方法を掲載した受診勧奨はがきを送付しました。

30代だけで見ますと、受診率は5.9%でございましたので、一定の効果があったものと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 それでは、3回目です。おおむね要望とさせていただきますけれども、まず、質問2番目、特定健診、人間ドックの助成金のことです。他市の状況についてお聞かせいただきました。

他市の状況を聞いてみますと、上限額が高い市は3万円ぐらいのところもありまして、受診に対するインセンティブがより働くという印象を受けました。本市の利用者が少ないのは、助成金が少ないことも要因の一つじゃないかと考えます。

特に、40歳半ばを過ぎますと、いろんな機能障害等とか出てくると思いますし、早目の人間ドック受診は有効だと考えます。

私も40代のころからずっと始めておりまして、自身の健診データを蓄積して、あるいは、経時変化を見ることで健康管理、異常早期発見につながると思いますので、ぜひ本市におきましても助成金の上限額拡充とか。そういったことを検討いただきまして、本市の被保険者の健康維持管理を支援していただきたいと思いますので、検討をよろしく願いいたします。これは要望としておきます。

質問3番目、特定健診の未受診者対策と

いうところでお聞かせいただきました。

平成30年度は周知啓発に力を入れたということで、いろいろ工夫されているようです。

また、イベントなど予約取り次ぎされたというところではいきますと、特に40代以上は、生活習慣病を初め、さまざまな保健所でアプローチする上でも、そういった健診の結果ということがないと始まりませんので、そういった意味でも、この特定健診の受診者をふやすことは重要だと考えます。

また、平成30年度に効果のあった取り組みとして、引き続き実施していただきたいと思っておりますし、新たに出張の特定健診に挑戦されるということですので、それも合わせて、ぜひ頑張っていたきたいと思っておりますので、これも要望としておきます。

続きまして、質問4番目、若年健診についての受診率向上に向けての取り組みをお聞かせいただきました。

特に、30代を対象にアプローチを積極的にしていると理解しましたが、それでも5.9%と、僕は低いと思っております。

ちょっと視点変わりますけど、若年者に対する取り組みとして、そのヘルスアップ事業委託料の中で、スマホドックという取り組みがあるんだと思っておりますけれども、改めて、取り組みの内容とか、実績についてお聞かせいただきたいと思っております。

1点だけ聞かせください。

以上です。

○森西正委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、光好委員の3回目のご質問にお答えします。

若年者健診に絡めてのヘルスアップ事業委託料に係るスマホドックの取組状況、及び内容についてのご質問にお答え

します。

この事業は、希望者の自宅に簡易の採血キットを送付し、届いた後、採血後に検査キットを送り返すことにより、血液検査が行うことができるもので、検査結果をスマートフォンで確認できることから、スマホドックという通称名で呼ばれております。

これは、若年者の健康意識の向上を目的に実施しております。平成30年度は35歳から39歳の被保険者、808人を対象に案内を送り、先着130名の申込枠に対して93名の申し込みがあり、最終的には77件の検査を実施することができました。

検査結果が悪かった方の半数以上の方が医療機関への受診意向や、あるいは受診行動を示されており、検査結果から自身の生活を見詰め直して、健康意識の変化や行動の変容につながったものと考えております。

なお、スマホドックを受けられた方のほうが、受けていない方と比べて、特定健診を受診する割合が2倍以上高いというデータもあります。

今年度以降、例えば特定健診を複数年受けていない方に対するアプローチのツールとして、試行的に40歳以上の特定健診の対象者の方に対しても、これを対象範囲に加えて実施することも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 光好委員。

○光好博幸委員 ありがとうございます。もう最後にします。

最後に、スマホドックの実績についてお聞かせいただきました。

ご答弁の中に、割合の話がありましたけ

ども、スマホd e ドックを受けていない方に比べて2倍以上受診する方が多いと受けとめました。また、40歳以上を対象にやってみたいということでおっしゃられたと思いますけど、非常に価値のあるやり方で受診率向上にもつながるのではないかなと思います。

スマホd e ドックというのは、なかなか健診に行く時間が取れない働く世代が対象やと思いますし、ずばり40代が対象になるべきなんじゃないかなと思います。

スマホでできるということで、セルフ健康チェックということもできますので、非常に有効かと思いました。これをやることによって、40歳以上の受診率向上につながる可能性が高いですので、前向きに検討いただきますように、要望としておきます。

以上で、質問を終わります。

○森西正委員長 ほかにございますか。

福住委員。

○福住礼子委員 それでは、質問をさせていただきたいと思います。決算概要の214ページから217ページにかけて、保険給付費の決算額が示されております。

平成30年度の保険給付費の全体的な状況について、被保険者数の動向も踏まえてお聞きをしたいと思います。

もう一点は、決算概要218ページの款5保険事業における糖尿病性腎症重症化予防事業委託料についてです。摂津市の国保では、平成30年度より第2期データヘルス計画をもとにして、各種保険事業が実施をされております。

その中で、重症化予防として国保年金課が取り組んでおられる、この糖尿病性腎症重症化予防事業について、平成30年度の事業概要、また、委託業者や、それから実施内容、データヘルス計画への目標に対し

て達成ができたのかどうか。そういった点の効果についてお聞きをしたいと思います。

以上です。

○森西正委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、福住委員の1回目のご質問にお答えします。

保険給付費の動向ということでございますが、まず、被保険者の状況としましては、先ほど補足説明でもございましたが、全国的な傾向と同様に加入者数は減少を続けております。

平成30年度末では2万人を切り、1万9,180人、加入率にしますと22.28%となっております。

また、年齢構成で見ますと、団塊の世代の方々の70歳代到達もあり、前期高齢者の占める割合は41.59%と増加傾向が継続している状況でございます。

その上で、本市における保険給付費の総額としましては、平成26年度以降、減少傾向であり、平成30年度の保険給付費総額は約67億1,200万円と、前年度比で約95%となっております。

その一方で、一人当たり医療費で見ますと、医療技術の高度化に加えて、先ほど申し上げた団塊の世代の方々の70歳代到達に伴う負担割合の変更に伴い、増加が顕著となっております。

平成30年度は、一人当たり医療費が39万6,985円で、対前年度比で伸び率は約0.6%と高くありませんが、高い水準で増加傾向が続いている現状がございます。

続きまして、決算概要218ページの糖尿病性腎症重症化予防事業について、お答えします。

特定健診データとレセプトデータから

基準に該当し、腎症が重症化するリスクのある被保険者に対して、保健指導を行い、人工透析への移行を防止することを目的とした事業で、その翌年度にはフォロー事業として、糖尿病性腎症重症化予防栄養指導事業を実施しております。こちらのほうは、国立循環器病研究センター監修のプログラムのもと、料理教室タイプの栄養指導となっており、これら二つの事業に係る委託料でございます。

糖尿病性腎症重症化予防事業委託については、入札による業者選定を行い、株式会社データホライズンに委託しております。

栄養指導事業につきましては、一般財団法人摂津市保健センターに委託しており、平成30年度の状況でございますが、重症化予防事業につきましては、抽出した100名にご案内を送り、参加希望のあった方から最終的に9名の方に対して保健指導を実施しました。

当初は、10名の予定でしたが、かかりつけ医との連携の中で、事業実施の同意が得られなかったため、1名減となっております。

栄養指導事業につきましては、前年度の保健指導対象者である10名のうち5名が参加し、計5回の体改善教室を通じて、減塩を意識した食事づくりや運動等の実践により行動変容が見られている状況でございます。

なお、本事業につきましては、第2期データヘルス計画の主要事業の一つでございます。新規の人工透析移行対象者数はゼロを目標に掲げており、平成30年度を含め、これまで一貫してゼロで実現しているところでございます。

以上でございます。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 保険給付費について、被保険者の減少の中で、保険給付費の総額が減っているものの、団塊の世代の方々が70歳に到達することによって、一人当たりの医療費が伸びているといったお話だったと思います。

それでは、薬、調剤費という点からお聞きをしますと、摂津市では服薬適正化推進事業として摂津服薬適正化プロジェクトというのが、ことしから実施をされておりますが、近年オプジーボといったような高額な医療費の開発といったものが続いております。

調剤費が、今後上がってくると考えるんですけども、摂津市における高額医療費、また高額なレセプトの状況や今後の見込みについて教えていただきたいと思っております。

それから、糖尿病性腎症重症化予防の事業についてですけれども、平成30年度の事業の実施については、おおむねわかりました。

予算の観点から10名ということになっているのでしょうか。10名というのが適正かどうか。そういったことについてもお聞きをしたいと思います。

また、抽出をされたけれども、この事業に参加ができないといった方、また国保ではないけれども、こういった対象になるような市民の方といったこともおられるのではないかと思います。その辺のことも踏まえた中での考え方について、お聞きをしたいと思います。

また一方で、こういう重症化予防に取り組んでいる中で、この千里丘の地域に人工透析専門のクリニックの施設というのが建設されていると聞こえております。この

人工透析専門の施設ができることによって、国保にどんな影響があるのか。その辺わかる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

以上です。

○森西正委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、福住委員の2回目のご質問にお答えします。

まず、摂津市の国保における調剤費等の状況についてでございます。

直近3か年の推移で申し上げますと、平成28年度で約14億4,000万円、平成29年度で約14億1,000万円、平成30年度では約13億4,000万円となっております。

調剤費の費用額としては、被保険者数の減少や薬価改定の減額改定によって減少傾向にあるものの、団塊の世代の70歳到達による給付費割合の変更を初め、高額医薬品の保険適用などに一人当たり費用額で見ますと、年々増加傾向にあり、給付費全体の傾向と同様となっております。

委員からご意見のあったオプジーボを初めとする超高額薬剤の保険適用など、特殊要因を加味しますと、費用額についても今後増加の可能性があり、状況を注視していく必要があると考えております。

参考ではございますが、オプジーボの平成29年度の取り扱い、本市での国保での件数は39件で約6,000万円、平成30年度で29件で約3,800万円となっております。

また、今年度、令和元年5月には1回当たり約3,300万円の白血病治療薬のキムリアなどが承認されておりますので、引き続きこちらの点も注視したいと考えております。

続きまして、糖尿病性腎症重症化予防事

業の人数等に関するご質問でございます。

同事業は、本市の特徴的な疾病傾向に着目した事業であり、保健福祉課における糖尿病予防教室、CKDアプローチなどの事業と連携を図りながら、先ほど申し上げた人工透析への移行防止に努めているところでございます。

10人という対象者の考え方についてでございますが、国民健康保険の特別会計上という、予算上対象者はどうしても被保険者に限られてしまいます。

また、看護師等専門職が対象者の方と直接面談や連絡を取り合っており、約半年間かけて保健指導を行いますので、どうしても予算的には人員体制も含めて、多くの方を対象にできないところがあるのが、事実でございます。

もっと多くの方の保健指導ができないかという部分に関しましては、従前より意見があるところであり、また、同様の事業を現在、多くの市町村が取り組んでおります。この点に関しては、いつも他市の関係者とも話になって、この10人、あるいは割合が適正かどうかというのは、本当に意見が出ているところでございます。

より適切な事業展開のために、保健福祉部内でも引き続き、協議、検討してまいりたいと考えております。

もう一点であります。千里丘の人工透析に係る施設の件でございますが、実は、私も見学をしてきました。ご意見のとおり本年10月1日に2階・3階の部分に住居スペースで合計36戸ほどの部屋がございまして、1階がクリニックと申しますか人工透析ができるスペースとなっている施設が、千里丘に開設されております。

人工透析の治療を受けておられる方で、血液透析をされる場合は定期的に医療機

関に通う必要がございます。その意味で、住まいと病院が同じ建物ということで、人工透析患者のこれからを思うと、ニーズがあるのかもしれませんが。

影響につきましては、当該施設に住まわれるため、他市から転入されて、なおかつ国保ということであれば、医療費は増加することは考えられます。

人工透析は、一般的に年間一人当たり500万円程度の医療費がかかると言われており、広域化によって保険給付費が大阪府が賄ってくれる仕組みとはいえ、当初見込みを大幅に上回った場合には、補正予算等の対応が必要となってくることも考えられます。

いずれにせよ、動向は注視しつつ、本市の重症化予防事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 保険給付費についてですけれども、被保険者の高齢化、医療の高度化によって、国民健康保険の影響についてはおおむねわかりました。

保険給付については、基本的に全額大阪府の普通交付金で賄われるということでもありますけれども、結果的には保険料の負担にはね返ってくるということになるのであれば、今後も特定健診を初めとする生活習慣病の予防、また、各種の保険事業による重症化の予防について、引き続きしっかりと取り組んでいただき、医療費の適正化につながるよう、努力していただきたいと思っております。これは要望とさせていただきます。

それから、糖尿病性腎症重症化予防事業についてであります。ありがとうございます。いろいろとお話いただきました。

市民の健康という面を考えますと、国民健康保険という枠組みは便利であるけれども、難しい点もあるというようなことだったかなと思います。

国保としての考え方、また、さまざまその取り組みについて苦慮されている点についてもわかりました。

糖尿病性腎症重症化予防事業は、新規の人工透析患者を一人でも出さないという目的で行われている事業で、大変重要な取り組みだと思っております。いろいろと専門の看護師や半年間の面談、取り組みといったことが取り組まれているということで、本市にとっても必要不可欠であると感じました。

そして、またその一方で、人工透析専門の施設見学をされたということでありましたけれども、36部屋、今後入居者が決まって、この国保の方々であった場合に、年間で一人当たり500万円程度の医療費がふえるということで、大変ちょっとこの数字には驚くところがあります。

予防事業で、丁寧な保健指導をしながら、人工透析の移行を防いでいる。そういった取り組みがある一方で、何とも複雑な心境になるんですけれども、こういった施設、それはもうできたわけですから仕方がないと思います。

摂津市はデータヘルス計画によりますと、府内でもこの糖尿病性腎症の疾病率が高いというような数字も出ております。国保年金課だけではなくて、保健福祉課や保健センターとの連携をしっかりと取りながら、引き続き、本事業に取り組んでいただいて、一人でも人工透析への移行をとめられるように、この事業の拡充を含めて要望していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○森西正委員長 ほかにございますか。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、国民健康保険特別会計に係る質問をさせていただきます。

まず、平成30年度です。この実質収支額で見ますと3,000万円ほどの黒字という形になっているんですけれども、平成30年度の単年度の収支についてどうか、お聞かせください。

基金積立金があります。基金積立金は歳出ということで、出ていくお金ということで差し引かれていますけど、摂津市の基金ですので、手元にはあるというお金だと思いますので、その分を加味してもどうなるのか。普通に単年度の収支と、基金を考えに入れた形での単年度の収支、この二つちょっと教えていただきたいなと思います。

2番目に、事業費の納付金なんですけれども、今回広域化に伴って初めて出てきた国民健康保険事業費納付金、これを大阪府に支払うお金ということだと思います。

大阪府は、平成30年度が終わって初めての決算ということになると思うんですけれども、どのような決算を出しているのでしょうか。これについても教えてください。

それから、この平成30年度は保険料が値上げとなりました。一人当たり保険料幾ら上がったのか。総額として平成29年度と比べて幾ら値上がりをしたのか。

事業費納付金から割り出される金額、この一人当たりの分でいくと、一体摂津市の平成30年度の保険料というのは、どれぐらいになるのか。平成29年度が一番低いと思うんです。

そして、本来繰り入れを入れたりとか、

いろいろして保険料を抑制していただいたと思うんですけど、そういうことをしないで大阪府が言っている金額をそのまま払った場合、これは一人当たりと総額、それぞれ教えていただきたいと思います。その差についても教えてください。

続きまして、大阪府の財政状況について教えてほしいということも言いましたけれども、全国としては、初めての決算、そのことについても情報を得てはったら教えていただきたい。

摂津市は保険料が値上げになったわけなんですけれども、大阪府下の状況、そして全国の状況、どういう値上げが多いのか、値下げが多かったのか。そういうことについて教えていただきたいと思います。

それから、摂津市の繰入金です。一般会計から繰入金を行っていただいています。決算書で20、21ページになります。この繰入金の中に、保険料軽減分等繰入金という金額が出てきます。法定外繰入といわれる金額になるかと思うんですけれども、この金額の内訳です。中身は保険料抑制分と、それから保険料の独自減免のためのお金です。それから一部負担金減免のお金、こういうものが入ってくるのかなと思うんですけれども、その内訳それぞれ項目ごとに教えていただきたいと思います。

この保険料等軽減分、予算の額と大分違うと思うんです。どうしてこの予算とこれが違うのかということについても、教えてください。

次に、この年は減免制度について条例を変えた年だと思います。どういうふうに変えたのか。それによって減免がどういった、この決算につながったのかと、何件あって、幾ら、どれぐらいの減免額だったのかということ。それは前年と比べてどうだっ

たのかということについても教えてください。

それから、基金をつくった年でもありません。基金の質問は出ておりましたけれども、この基金は使われ方が決まっているんだということで、激変緩和の間は保険料引き下げに入れられるけれども、その後はそういうことについては使えないと、統一化になってしまったときには使えないというふうにおっしゃられていたと思います。

でも、大阪府にも基金があります。大阪府にある基金、それとこれとの関係性について教えていただきたいと思います。

それから、運営方針、大阪府の国保の運営方針が決定をされて、それに基づいて統一化ということが行われているわけです。この運営方針が非常に特殊で、全国のものとは全く違う形であります。大阪府の国保の運営方針は、激変緩和と言っていますが、この最初の平成30年度から6年後には国保料、それから減免制度、保険証も全部統一をしていくんだということを決めています。

全国で統一していくというのは、大阪府がやっているだけであります。後の都道府県は広域化で事業費納付金はもちろん大阪府と同じように、各都道府県、市町村に貸します。そして、それを徴収するわけですけれども、そのときに、その市町村の国保加入者にどう国保料を負担してもらうのかということについては、市町村がそれぞれで決めると。各都道府県からは標準保険料率というのは出されますが、その保険料にしなければならないとは言っていない。

大阪府も、法律をつくって義務化しているわけではありませぬので、それをこれから集めなければならないとは、議会でも一度

も言っていないけれども、そういう方向でみんなやってもらいたいということで、統一をしていくんだと言っているわけです。

そうすると、一般会計繰り入れをしてはいけないということになって、大阪府下の市町村のほとんどのところの保険料が値上がりとなっていっています。今、そこを目指していきます、まだ到達していないところが多いと思います。到達をすれば、摂津市の保険料が非常に高くなるということが見通せるわけですが、この運営方針、見直しがあります。これは香川委員の質問に対しても答えておられました。

今年度に、大阪府が見直しを始めます。その辺の具体的な話、見直しに関してのお話し聞かせていただきたいと思います。

それから、大阪府が求める事業納付金を支払うということが、これから国保の最大の目的になってくるわけですが、減免も自分たちの思うようにできないとなると、あと残るのは、収納率向上しかなくなってきます。どんどんと保険料は上がって払えない保険料になっていくにもかかわらず、市がやれることは収納率を上げることしかないということで、もう悪魔のスパイラル、つまり負のスパイラルに陥っていくということになっています。

そういう中で、滞納に対してのひどい差し押さえ、こういうものが発生しているということも聞いておりますが、滞納件数、差し押さえ件数、換価の件数、換価は実際にお金にかえて摂津市が収納してしまうという、その件数について、これは平成29年度、平成30年度を教えてください。

それから、来年度に向けてのスケジュールです。これから大阪府が来年度に向けての保険料幾らになるかということも示し

てくるのだと思います。

この平成30年度もなかなかそれが示されなくて、本当に一体幾らになるんだろうということ、みんな気をもんだと思います。大阪府の決算が出て、それがどうだったのか。そして、来年度どんな納付金をかけていくのか。

また、それがどういう形で出てくるのか。私たちにもわかるような形で出されるのか。それについても教えていただきたいと思っています。

以上、10問です。

○森西正委員長 森崎課長。

○森崎国保年金課長 それでは、増永委員のご質問に、順次お答えします。

まず、1点目、収支の件でございます。委員がご指摘のとおり、平成30年度におきましては、単純な差引額において3,006万2,613円でございますが、これに基金を加味した単年度収支で考えますと、赤字で5億605万9,888円となります。これにつきましては、前年度でありました累積黒字5億3,611万3,601円に対して、過年度の国庫返還金を除き、その他を精算した上で残りの金額の約3億6,000万円を外出しで積んだことによるものでございます。

続きまして、事業費納付金に関することから、府の現在の平成30年度の決算状況について情報があればということでございます。現在の決算審査前という前提で、少し情報提供しますと、大阪府におきましては、単年度収支差でおきますと94億7,500万円の黒字。基金積立を20億9,900万円予定しておりますので、次年度の繰越金の予定は73億7,600万円と聞いております。

ただ、精算金がございます、療養給付

費等負担金や退職医療交付金等で合計で110億9,700万円の精算金があるということで、収支差引額で残額見込みとしては、マイナスの37億2,100万円というふうに、現状での推計で聞いているところでございます。

続きまして、平成30年度の決算、保険料についてでございます。

平成29年度の決算ベースで、一人当たり保険料が9万7,109円という形でございます。平成30年度の決算ベースでございますと、年間一人当たり平均が9万7,688円となっております。現状見えている保険料でございますが、平成31年度のあるべき保険料が11万2,024円という形で示されておりますので、その差額といたしますと、まだ1万5,000円ほどの開きがあるのが現状でございます。

続きまして、府内市町村の収支で情報があればということでございます。

現状、こちら各各市町村決算審査中ということ踏まえて申し上げますと、単年度収支差で黒字となっているのが、26市町村、赤字が17市町村というところの部分だけ聞いているところでございます。

続きまして、繰入金のお話でございます。

決算書の20ページ、21ページの上にあります、上から四つ目、保険料軽減分等繰入金6,814万7,546円の内訳についてでございます。

こちらは、まず、単純に保険料の抑制に使われているものが6,163万2,000円、独自の保険料減免についてが223万4,178円、独自の一部負担金減免が428万1,368円という内訳になっております。

この府保険料軽減等の繰入金に関しまして、当初予算より約2,000万円ほど

差額があるとのことですが、決算書の1ページ前にあります、保険給付費等交付金の中の特別交付金、こちらのほうで上から三つ目に府繰入金がございますが、こちらのほうが、当初より2,000万円ほど増額で入として入りましたので、こちらの財源をあてることによって、一般会計からの繰入額を減少させていただいたところでございます。

続きまして、保険料減免制度に関してでございます。

平成30年度から府の共通基準によって、新しい保険料減免が開始されました。本市におきましては、共通基準を基本とし、まだ独自減免のほうも整合性を調べて運用したところでございます。失業等により収入が減少した点に対して適用する所得減少減免について、府内共通基準での所得割の3割から10割を減免する運用となっております。

平成30年度については、その部分に関してでございますと239件、約1,964万円の減免適用をしております。

また、従前からの独自減免の適用対象になる方は、63件でございます。

続きまして、基金の市と府の関係でございますが、本市のほうにおきましては、現在3億6,000万円程度の基金を保有しております。

ただ、平成31年度に関して6,100万円、既に新年度予算として財源充当しております。

一方、府の基金におきましては、例年3月に示されておりますが、平成31年3月時点で、約180億円の基金を保有しております。この関係でございますが、今後、収納不足に陥った際の財源となります。

本市においては、基金を保有しておりま

すので、こちらからの活用になりますが、もし、そうじゃない自治体におかれましては、府の基金を活用して必要に応じて償還方法を考えないといけないという状況になってくるかと思えます。

続きまして、国保の運営方針の今後の見直し等の状況についてでございます。

3年で見直しということでございますので、現在、聞いている状況でございますと、広域化調整会議及び府のほうの運営協議会、こちらで検討がなされますが、予定が令和2年の12月でございますので、一年前から順次、調整が入ると聞いております。

続きまして、事業費納付金に関してでございます。

先ほどから保険給付費が普通交付金で賄えることによって、今後もし国保財政で赤字が生じる場合というのは、収納不足というところでございます。

本市におきましては、保険料上昇改定も見つつ、その徴収については努力しているところでございます。平成30年度に関しましては、標準保険料率は達成しましたが、今後の上昇改定の次第では、どこかで収納率も頭打ちしますので、収納不足とならないよう、先ほど香川委員からありました、さまざまな収納チャネルも持ちつつ、収納は努力してまいりたいと考えております。

次に、今後の令和2年度に向けての保険料の算定のスケジュールでございます。現状、今のところ示されてはおりませんが、昨年度のスケジュールで申し上げますと、来月11月の中旬以降に国保の主管課長会での仮算定が示され、翌月12月に国の確定系数が示された後に、令和2年1月に、改めて国保主管課長会において確定系数に基づく保険料算定額が示されると、現状では去年のスケジュールであれば、そのよ

うな形になってくると思います。

以上でございます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

平成30年度の単年度収支、赤字だったということになるわけです。普通の差し引きの計算であると5億円を超える赤字が出ています。

ただ、そのうちの3億6,000万円、ここは基金に入れたお金なので、これは摂津市のお金であるよということになりますので、それを差し引くと1億4,000万円ぐらいの赤字が出てるということになるわけです。初年度で保険料こんなに値上げをして、赤字というのは、一体この事業が本当にちゃんと正しくやられているのかなという疑問がわいてくるわけです。

先ほど大阪府は94億7,400万円黒字ということでおっしゃっていました。20億円は基金に積み上げたと。

ただし、110億円の返還金が国との間であるだろうというお話ですけれども、それは次の年度の話ですから、年度ごとに赤字になったり、黒字になったりしながら大阪府はやっていくのかなとは思いますが、果たして、この事業納付金、本当にこれで正しかったのかというのを、誰がどこでわかるわけですか。大阪府の府議会ではもちろんやられるでしょうけれども、市町村の中で、本当にこの金額が正しいかどうかということがないと、皆さんが摂津市の市民に保険料はこれだけですよと示した、その金額についての責任がとれないと思うんです。

今までだったら、自分たちの医療費のことやら、いろいろ考えながら一般会計繰り入れはこれだけにしようとか、国とのやり

とりがある中でどうなっていくかということも考えながら決めていくわけです。それなりのお答えができると思うんですが、この事業納付金が、これが適切だったのかということについて、市町村がどこで示されたり、意見を言ったりすることができるのか。摂津市としてどうやったかという話を、誰が聞いてきて、どこに対して話をする場があるのかということについて、お聞かせ願いたいと思います。

続きまして、2番目です。

それは先ほどいった事業費が適切かという問題と絡みましたので、3番目、保険料の値上げのことについてです。

摂津市は、総額で4,000万円ぐらいになると思うんですが、一人当たり平成29年度と比べると2,000円ぐらいの値上げをされています。

しかし、それでは大阪府が言っている額とは全く追いつかないわけです。これはさらに今年度になると、大阪府の言ってきた額がもっと大きな金額だった。摂津市はそこに向けて、6年間で差を縮めていけなくてはいけないと思って、金額を考えただけでも、余り大き過ぎるので、自然増だけにしましたという説明を、春にはされたと思います。本来追いついていく計画だったものを、後ろへずらしたわけですから、その後ろへずらした分が、またどこかでがばっと値上がりするということになりかねないようなお話で、非常に怖いと思います。6年後は一体どこまでいくのか。

6年後でとまるわけではないです。そこから大阪府の制度になって、もう誰も何も言えないままに、どんどんどんどん上がっていくということになっていくのだと思います。

この平成30年度の保険料ですけれど

も、先ほど繰入金の内訳のところ、摂津市は市の繰入金、最初の保険料決定のときには抑制分として8,000万円入れましたとお話をされてたんです。それ以外に保険者努力支援分と府の繰入金6,000万円、これを二つ足して6,000万円です。両方で一億五、六千万円ぐらいになるような金額を投入して、大阪府が言ってる金額よりも引き下げた額にしましたと、それでも平成29年度よりは総額で4,000万円の値上がりになったわけですけども。

ところが、お話を聞いてると、大阪府が出してくれたと2,000万円。なので、市の繰入金を2,000万円減らしたというお話でした。市民に4,000万円の値上げやってるわけです。大阪府が余計目に出してくれたんやったら、この4,000万円の値上げ、半分に減らすことできたじゃないですか。どうしてそういうことをされなかったのか。お尋ねします。

続いて、減免の問題です。

減免も一部負担金の免除も国保の運営方針の中で統一化にすると、こうしたいということが、大阪府は出してきました。

でも、今はまだ激変緩和措置の時期ですので、それに合わせる必要はないわけです。摂津市も丸々合わせてないと。摂津市の分も残しましたというお話をされましたけれども、摂津市の分がそのまんま残したんならいいんですけど、摂津市の今までの減免制度、これを改悪されているわけです。今までの摂津市で使えてたところが使えなくなっているという部分が出てきます。

今までは、6割の軽減までやっていたものを、3割に縮めてしまった。後は、大阪府の制度でどうぞとおっしゃいますが、大阪府の制度は摂津市の制度とは全く制度

の設計が違います。前年度から大きく収入が落ち込んだ。そういう場合にだけ使われるわけです。ずっと低所得の方というのは、預貯金もなかなかできない。本当に保険料が払えない。そういう方々を救ってきたのが、摂津市の減免制度です。

ところが、これをぎゅっと縮めて、がくんと大きく下がったときにしか使えない制度。もちろん仕事を退職されたりしたときは、その制度ありがたいでしょう。でも、翌年からは使えないんです。前に下がったほど、今回は下がらない。低所得になって2年目は使えない。こういう制度になってしまっているわけです。

これは、まだ激変緩和措置の時期ですから、やめることができるんです。本当は、統一化といっても義務ではありませんから、ずっとできるんですけど、とりあえず少なくとも激変緩和措置の間は、摂津市の制度をもとに戻せませんか。いかがでしょうか。

多子減免の減免制度、こういうものをつくっている市町村があります。摂津市は、そういう多子減免の制度。これは必要だと思われると思うんですけど、国にもそういうのをつくってほしいという要請してはると思うんですけど、これは摂津市で先にこれをやるということを、ぜひやっていただいて、国保の運営方針、これはちょうど転換するときなんですから、大阪府が先んじてやるような方向性を摂津市から提案して盛り込んでもらおうと。これはほかの市町村も賛成すると思います。

多子減免はやるべきだという話は、最初に運営方針をつくるころから、既に大阪府下の市町村で上がっていて、大阪府は国に先んじてそれをやるかもしれないみたいな、そういうニュアンスまで言ってた

思うんです。

ところが、国の様子見になっているという話でありますから、ここについてもお考えをお聞かせください。

済みません。もう一つ、この災害減免というのもありました。ごめんなさい。減免制度、災害の減免制度というのでも改悪をされて、それまでは一部損壊のところに対しても、国保の災害減免というのがありました。

ところが、この平成30年の4月からそれがなくなった。その後に、大阪北部地震や台風の被害が起きてきたわけです。一部損壊の方に対して、給付ができなくなってしまった。これももとに戻す気はないかということについても、お聞かせください。

基金についてです。

基金は、摂津市の基金と大阪府の基金という、二つの基金があります。税金の無駄遣いとよく言われますが、本当にそうじゃないかなと思います。両方にお金をため込んで、市民の保険料、府民の保険料はどんどん引き上がっていったという形になっています。

もしも、収納が、収納率が低くて、いわれただけの納付金が払えない。こういう事態が起きた場合に、その大阪府の基金を使うことができる。これは大阪府がお金出したわけじゃないんです。国がそれぞれの都道府県に配ったわけです。これで管理しなさいと。だから、苦しかったり、しんどかったりしたら、この基金を使いなさいと、国が各都道府県に預けたお金です。

ところが、大阪府はこれを使わせないようなやり方をやっているんだと思うんです。

先ほどははっきりとした言い方をされませんでしたけど、摂津市は、この言われる

だけの納付金が払えない場合、自分ところの基金を使って、それをやりくりしますと。ところが、それがないところ、基金を持っていないところは、大阪府から借りて、さまざまな償還の方法を考えねばならないというふうにおっしゃっていましたが、そのさまざまな償還の方法。これがペナルティーのように借りにくくさせているものですけども、これはどういうものなのか。説明ください。

運営方針の見直しは、令和元年の末から、今年度の1月からぐらいですか、始まるということのお話でございました。

そこに向けて、摂津市はどんなことを言おうとしているのか。これをお聞かせください。

それから、滞納についてですけども、差し押さえ換価、こういうことをどんどんやっていかなければならないような収納率が、非常に低い状態がやってくるということを、予想しておられるのかなと思うんですけれども、収納率の限界が、いずれ来ると思います。そのときには、コールセンターであるとか、コンビニで支払うとか、口座引き落としを優先するとかをおっしゃっていますけど、それはお金があるけれども、払えない場合なんです。払っていない場合なんです。うっかり忘れてたとか。だから払いやすくしたら払ってくれる。

でも、そもそも金払えないよという方々に対して、どうするのかという問題です。今は摂津市は減免制度を使いながら、そういう方に対しては、いろいろできるだけ相談に乗りながらやっていくという窓口の姿勢やっていたらいいと思います。それは私もよく知っています。

しかし、それがこの収納率の先ほどおっしゃっていたようなやり方ではとても追

いつかない。お金が払えない人にどうやったらいいんですか。もう残るのは差し押さえしかないんです。年金が入ってきたら差し押さえる。給料入ってきたら差し押さえる。その人が生活できようとできなかりと差し押さえる。そういうようなことで、本当にいいと思っているのか。

運営方針が見直されますから、その差し押さえせなあかんような保険料になることに対して、どうお考えられるのかということについて、お聞かせいただきたい。

そして、大阪府はこの差し押さえや、いろいろ滞納処分の仕方について、研修会というふうなものを行っています。それを受けてきて、とんでもない、やってはいけないような差し押さえを始めている市町村があるということも聞いています。

摂津市は、そういう研修会に参加をして、大阪府のやり方を摂津市に持ち込むのかと。これについてもお考えをお聞かせください。

来年度に向けての保険料のスケジュール、教えていただきましたけれども、これはもう本当に予算が、間に合うのかなというように感じのスケジュールです。確定するのは1月というようにお話でした。こういうスピードでないとできないのかということについては、大阪府に言っていく必要があるんじゃないでしょうか。

そして、私たちに対しても、大阪府から出てくるものを、どんな形で出てくるのかというお話、しっかりとわかる形でご説明いただきたいと思いますので、どういう形で出てくるのか。わかれば、そのことについても教えてください。

以上です。

○森西正委員長 暫時休憩します。

(午後4時38分 休憩)

(午後4時39分 再開)

○森西正委員長 再開します。

それでは、本日の委員会は、この程度にとどめ散会をいたします。

(午後4時39分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 森西 正

民生常任委員 増永 和起